	所管省庁	回答				提室		所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
556	令和3年2月15日	令和3年4月16日	学科試験のコロナ	私は9月中旬に、大阪府の門 真試験場は9月中旬に、大阪府の門 真試験場員を受けるので、大阪府の門 可等を受けるので、でので、でのでいる。 でかがでいていた。といったでので、でので、でので、でので、でので、でので、でので、でので、でので、でので	予約システムにキャンセルのシステムを導入することで、不必要な重複 予約の発生を防止することができ、また急な予定変更などで受験ができなくなった場合も、他の人の受験機会を侵害することがなくなる。導入することで、特に夏や春などの特に混雑が予想される時期にも、より多くの人に無駄なく受験機会を提供できることに繋がる。	個人		警察庁では、都道府県警察に対し、学科試験、更新手続における予約制の導入等、 新型コロナウイルス感染症の予防の徹底に努めることを指示していますが、予約シス テムは各都道府県警察で構築しています。	その他	今回、このような御意見をいただいたことを大阪府警察へ伝えることとします。
557	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	五年毎に行われている国勢 調査を廃止する。	国勢調査を始めて行った大正9年から100年が経過したが、この調査によって集計される各種のデータは既に他の方法で入手できるものであると思われる。種々のデーターや統計が必要であり、行政政策に活用されることは良く理解できるが、地方自治体や各省庁が集計しているもので十分間に合うのではないか?今年は60万人余の臨時調査員を手当てして、各種資料の印刷や調査員に無料で配布する文具や腕章などに巨額の予算を費やしているのは非常に大きな無駄である。調査員に配布されたものが何か承知していますか?鉛筆1ダース、消しゴム1個、非常通報ベル、腕章、身分証明省、布製バック等。これを全て準備する為の予算が確保されることによって、業者との癒着、裏金の確保、不透明取引などが生じるのは間違いない。もっと大切なことは国勢調査を実施することによるマンパワーの問題である。公務員の削減を行うためにも100年前に定めたことを今でも続けているのは大問題である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。		
558	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学での年度を またいだスムース な科研費使用の 実現	国立大学の科研費使用に関する、大学が独自に設定したローカルルールの改善に関資とする提案です。(1)補助金を原第31日まで研究者が自由に使うことができるようにする。(2)をした場合には、4月1日より使うことができるようにする。(3)これに反して大学が独自のローカルルールを設定する。	私が所属する一橋大学では、補助金を原資とする科研費の使途を1月末までに決定して報告しなければなりません。また次年度へ科研費を繰り越した場合には、それが承認されるのは6月ごろです。我々研究者にとって、授業のない春休み期間中の2月・3月に、新しいアイデアが出ても、6月まで自由に研究費を使えないのは致命的な損失です。毎年歯がゆい思いをしています。	個人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ー橋大学によれば、以下のとおりということです。 (1)について、本学では、年度末予算執行の都合上、科研費に限らず、全ての財源について物品購入等の締切日を設けております。これは、3月31日までに納品・完了しないと当年度予算で執行することができないためです。ただし、ご相談を頂いた場合、可能な限り希望に応じた対応を行う旨を学内に周知しております。 (2)について、繰越分の研究費を4月1日から使用できるように学内手続きを行っております。 (3)研究活動を阻害するローカルルールはありません。	現行制度 下で対応可能	ー橋大学によれば、今回いただいたご提案は、いずれも既に対応済の内容であり、その取扱いは学内で周知し、活用されているものの、一部に十分に浸透していないことが考えられるため、より確実に情報が伝わるよう、メールによる周知を徹底するなど、工夫していくとのことです。
559	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学生の自宅で の成績評価確認 を可能にする	浜松医科大学では成績評価の確認は学内PC又は学内無線LANに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっている。コロナ禍でオンライン授業が行われている状況なので、学校に行かずに自宅でも確認できるシステムにして欲しい。	のためだけに大学へ行くのは非効率。大学が購入しているデータベース へのリモートアクセスサービスは提供されているため、セキュリティー面	個人	文部科学省	浜松医科大学において成績情報を管理している「学務情報システム」については、できる限り学生が利用しやすいように、シラバスの閲覧、履修登録等の一部の情報は学外からも確認できるようになっているものの、成績情報については個人情報等の機密性が高いため、学内PC又は学内無線LANに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっています。 一方で、今般の状況等を踏まえ、学外からのリモートアクセス等については、個人情報等の保護のためのセキュリティ確保の観点等を踏まえながら検討していく予定です。	対応	国立大学法人については、規制改革実施計画を踏まえ、全ての手続きのオンライン化に向けて、必要な措置を講じるよう周知を行ったところです。今後も、各法人における各種手続について、実際に足を運ばずにオンライン手続きが出来るよう促してまいります。
560	令和3年2月15日	令和3年3月26日	がする仕事なの	地方にも消防や警察等音楽 隊がいますが、そもそも音楽 隊は公務員がする仕事なの でしょうか。 廃止または関係団体に代わり にやってもらうなどでいいと思 います。	私の地域の警察音楽隊は音楽隊を専務でやっており、要請を受けて行事へ行き演奏すること以外はほぼ演奏の練習ばかりです。(今はコロナで活動できませんが)それだけで公務員の給料を支給されています。音楽活動に関わる以外の仕事はほぼないと思います。事件事故があっても現場に関わる仕事をすることはありません。団員の中には10年以上音楽隊に在籍している人もいます。はたから見ていると自分たちは演奏だけやっていればいい、それが仕事だからと思っているように見えます。音楽隊の人は警察の仕事を忘れた人のようです。また指揮者として技術吏員が一名いますがその人は警察的な仕事は全くしません。団員の使用する楽器も公費で購入、修繕しています。私から見ると警察の本来業務から音楽隊はだいぶかけ離れた存在だなと思います。音楽隊を公務員でやる必要はないと思います。廃止または関係団体に代わりにやってもらうなどでいいと思います。音楽隊がなくなったときのメリットは楽器に公費を使わなくてよくなる。年に一回コンサート会場で行うコンサートの会場費がかからなくなる、人員を削減した分忙しい、人員が不足している部署に人を投入できる	個人	警察庁総務省	察に対する理解と協力を求める活動等を行っており、警察業務の一部を担っています。	【警察庁】 その他 【総務省】 その他	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。
561	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査自体の 見直し	回合担合や提出担合かこん なに多いことを真剣にとらえ、 国勢調査自体の見直し(廃止	昨日で提出期限の終わった国勢調査、回収率はどうですか。 総務省統計局を存続させるためにこのような調査続けるのですか。統計局の職員さんは疑問に思わないのでしょうか。 最終学歴、現在住んでいる所何年居住しているとか他の統計調査や住民基本台帳で掴めるのでないでしょうか。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。		

	所管省庁	回答				坦安			所管省庁の村	贪討結果		
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	備考
562	令和3年2月15日	令和3年3月26日	統計法における調査について	ます。 国土交通省や経済産業省等 から統計法に基づく調査依頼 が届きますが統計法の調査を 辞めて任意調査に変えていた	各省庁から統計法に基づく調査依頼がきます。 統計法に基づくため罰則付きの事実上強制ですが、調査対象期間が会 社の決算期間とずれているため回答にとても時間を必要とするものがあ ります。(国土交通省の土地調査などは1回で10時間以上かかりました) それは会社本来の業務ではなく利益も生みません。 また昨今労働に関する締め付けが厳しくなっており労働時間が非常に厳 格に管理されるなか調査の回答に時間を割くのは難しいです。	個人	総務省	統計法に基づき報告義務が生じる統計調査(「基幹統計調査」といいます。)は、全国的な政策の企画立案や民間の意思決定の基盤となる特に重要な統計の作成を目的としており、正確な統計を作成するため、皆様からの報告が欠かせません。また、国の統計調査の実施に当たっては、統計法に基づき、総務省が事前に内容の審査・承認を行っています。基幹統計調査については、有識者で構成される審議会である統計委員会に諮り、報告者の負担軽減や他の行政情報の活用可能性の観点も踏まえて議論した上で審査・承認を行っており、報告義務が生じない一般統計調査についても、総務省において同様の観点も踏まえて審査・承認しております。調査の内容によっては、会計年度と異なる期間での報告をお願いせざるを得ない場合があるほか、御負担をおかけしてしまう場合もありますが、重要な統計作成のための調査でもございますし、私どもとしても、引き続き、報告者の負担軽減に資するよう努めてまいりますので、御理解いただければ幸いです。	統計法	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。	
563	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議について	公務員でなく(国民の税金を 使用しない)民間の独立機関 とすべき	公務員でありながら、任命権者から任命が見送りとなり大騒ぎするのはおかしい。日本学術会議は傲慢である。推薦はあくまでも推薦であり決定権は任命権者にある。総理は国民から選ばれており、学術会議会員は選ばれていない。設立当初のように会員の選挙で選ばれていないので推薦理由が不明瞭である。ただし、たびたび任命権者が拒否すればこれも問題となるので選考基準が必要かと思う。なので民間の独立機関とすべきです。 共産党や他党は政争に情報操作してるみたいなので・・・・ 菅総理様「既成事実の打破」応援いたします。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				
565	令和3年2月15日	令和3年3月26日	ターは何の為に	近隣で別荘地規約に違反して 民泊をしている家があります が、度々迷惑行為がありま す。何度かコールセンターに 連絡していますが、人によっ て対応がまちまちです。	『苦情をうけつける』という記載があるのに、「指導します」と言ってくれる方もいれば、今日連絡してきた 様は、あからさまに「面倒な人がまた連絡してきた」という言い方でした。 一部、内容が違うかもしれませんが、私の記憶している内容は以下の通りです。 ・(歩道に資材等を放置しているに対し)私道なので、当方 の管理ではない。 ・(歩道は私道ではないに対し)では自治体に連絡してくだ さい。 ・(平日、日中勤務しているので無理に対し)時間を作って連絡して下さい。 ・(なぜそちらで受付ないのか?以前、迷惑行為があったら 連絡しろと言われたに対し)では連携しますが、対応結 果等は、こちらからは連絡しません。 通報内容をただ自治体に連携するだけの部署が必要なのですか?税金の無駄使いです。 それに、あからさまに不愉快だという言い方で連絡してくる方を、このような部署に配属しているにもおかしいです。	個人	国土交通省	住宅宿泊事業制度の正しい理解と健全な普及を目指して、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間にわたり、問合せや相談のためのコールセンターを民間事業者に委託し運営しています。住宅宿泊事業に関する制度の問合せ、苦情相談等を受付し、事業者・自治体・消防・地方整備局等への対応依頼連絡をしています。	なし	対応	今回の件は「住宅宿泊事業に関する苦情」の受付は可能だが、「住宅宿泊事業に関係ない、事業者に対する苦情」は受付できない、と入電者様に伝える意図でしたが、苦情自体受付できないと誤認させてしまうような応対になってしまいました。ご意見を全オペレーターで共有するとともに、苦情入電に対する応対フローの見直し等を行い改善を図るなど、再発防止に努めさせていただきます。	
566	令和3年2月15日	令和3年7月20日	起立性調節障害 (OD)による不登 校児の支援につ いて	ODの通義文文を地当どた実将法病でリ柔規の日の所述の目標をはいる。登出をは、教策、ののののののでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	日本小児医学会によると不登校の3、4割にODが併存すると言われ、ODの子供の実態把握と対策は不登校対策に不可欠だが、行政による対策はほとんどない。 ODは倦怠感や頭痛、朝起き不良など外からは症状がわかりづらい上、教育・医療現場で正しい知識の理解が広がっていないため「怠け」と誤解されやすい。不適切な扱いによる精神的なストレスが加わると、不登校が定着しがちである。 重症ODでは強い倦怠感等で全日制の学校に通うのは著しく困難になる。通信制や定時制の高校なら何とか通える子供が多いが、義務教育期間中は公教育に選択肢がない。障害者福祉の対象からは外れ、入院しない限り院内学級も利用できない(できる自治体もある)。現状では、時間外の特別指導や家庭訪問など担任教師らの個人的な努力に依存しており、教員に負担がかかっている。 思春期が終わる頃にはほとんどが回復し、本来の能力を発揮することが可能である。ODの罹患中も症状に応じた適切な教育・支援を保障するのは国家の義務であり、将来の日本を支える有為な人材を育てる上でも有用である。 ODの診療には時間と手間がかかり、専門医は非常に少なく、地域によって偏在している。小児科以外の医師ではODの認知度も低く、高校以上で発症した子供は医療機関にかかりづらい。適切な診断・治療を受けられないまま不登校状態が続いている子供が相当数おり、専門的な医療機関の確保が求められる。	個人	文部科学省厚生労働省	業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(平成30年9月20日)にて、病院や自宅等で療養中の義務教育段階の病気療養児に対して、一定の要件の下で同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる旨を通知しています。 さらに、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発	「母子保健医療対 策総合支援事業 の実施について」 (平成17年8月23 日付雇児発第 0823001号厚生労 働省雇用均等・児	現行制度 下で対応可 能	個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うため、特別の教育課程に基づく不登校特例校の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところです。また、不登校児童生徒に対する効果的な支援が学校においてなされるよう、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員も明確に位置付けることの必要性について周知しているところです。 起立性調節障害により病気療養中の児童に対し、一人一人の状況に応じた支援等を行うため、平成30年から、同時双方向型授業配信の指導要録上の取扱の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところであり、引き続き本制度が活用されるよう周知してまいります。 さらに、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を通じて、引き続き、子どもの心の問題等に関する多角的な支援に取り組んでまいります。	

	所管省庁	回答				坦家			所管省庁の権	検討結果	
番号	・ への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
568	令和3年2月15日	令和3年3月9日	認知症の家内の家人のの表表が電話で行えない	せる訳はなく、委任状なども絶	年金事務所は遠いです。 混んでいて相談に時間がかかります。行って話をして帰って来るのに半日がかりです。時間はコストです。 電話も混んでいてなかなか繋がりませんが、電話で相談出来れば、遠 方まで交通費と時間をかけて出かける必要がありません。	個人	厚生労働省	年金事務所の窓口で年金相談をされる際、相談窓口においでになる方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任状と代理人の方の本人確認が出来る書類をお持ち頂いております。また、相談窓口においでになる方がご家族である場合(委任状がない場合)で、ご本人が身体の障害などにより窓口においでになれないときは、委任状がなくても、次の書類があればご相談ができます。 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳など・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可)・窓口においでになる方ご自身の本人確認ができる書類 また、電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、本人とお電話をされた方の基礎年金番号がわかるものをご用意いただき、本人確認のため、いくつかご質問をさせていただいております。また、この場合にご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関することとさせていただいております。		対応不可	電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、ご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関することとさせていただき、その他のご相談については、年金事務所等の相談窓口や出張相談等にて承ります。なお、日本年金機構に法定代理人であることの登録をしている法定代理人につきましては、本人確認を行った上で、ご本人に代わって電話相談を行うことが可能です。(※)「2親等以内の親族、又は3親等以上の同居の親族」を言います。 また、年金相談につきましては、文書による相談も受け付けており、文書を出される方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任状(原本)と代理人の方の本人確認が出来る書類の写しを相談文書に同封していただくようお願いいたします。なお、文書を出される方がご家族(委任状がない場合)の場合で、ご本人が身体の障害などにより相談することができない理由があるときは、委任状がなくても、次の書類があればご相談ができます。 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳などの写し・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可)・相談者の本人確認ができる書類の写し・本人との関係に関する申立
569	令和3年2月15日	令和3年4月16日	若手枠を作る	体が不透明であり、ブラックボックス化しえいる。また、若手の研究者が含まれておらず、若手の意見が吸い上げにくい。現行の日本学術会議を改組するか類似の新しい、若手の意見が科学政策に反映	日本の科学技術を相当する新しい会議を設立する。「学術」の各分野から均等に委員が選出されるように、科研費の大区分あるいは中区分ごとに、採択数にほぼ比例するように委員数を決定する。委員内には、若手枠(おおむね45才以下)も用意する。一流の科学者が自分の分野で複数の委員候補を推薦する。一流の科学者とは、科研費では特別推進研究、新学術領域研究(研究領域提案型)、基盤S等、他にはCREST、ERATO等の超大型予算の研究代表者のうち、選考に加わりたい者と定義する。大区分あるいは中区分で定員の数倍の候補者(若手枠の候補者含む)を提案・選考してもらい、その区分以外の者の投票により、会議の議員を決定する。他分野の者が投票を行うことで、議員が他分野の研究者の評価に耐えうることが担保される。また、学会ごとに事実上の枠ができ、その枠が談合で決まることを避けることができる。	個人	内閣府	番号524の回答を参照してください。			
570	令和3年2月17日	令和3年3月26日	建築・設備等の図 面の押印の廃止 希望	建築・設備等の図面の押印の 廃止を希望します。 (特に都道府県や市町村や国 公立大学等が図面への朱肉 での押印を求めてきます)	設計事務所に勤めている雑用をやる女子職員です。 この図面は私が書いたので責任持ちますよ!と押印するのでしょうが現状めんどくさい作業として雑用女子が押印しています。 大体どこの事務所もそうです。 「私が見ましたよ」「責任取りますよ」の書類上の押印が廃止になる流れであれば同様に扱って欲しいです。 昔は手で書いていましたので書き終わって書いた本人が押印というパターンもあったと思いますが、現在はパソコンで書いて出力してまとめて雑用女子に押印の作業が押し付けられます。 図面を書いていない人がひたすら何時間もかけて押印します。これって、必要ですか? 図面への押印も設計事務所の枠が入っておりそこに事務所の一級建築士の記載もあります。 それでも図面だけ押印する必要がよくわかりません。 特に都道府県や市町村や国公立大学等の仕事は押印が当たり前に求められますので改めて欲しいです。	個人	国土交通省 文部科学省 内閣府 総務省	<建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法においては、建築士が設計を行った場合には、設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしていただくこととなっております。 <国立大学法人等における押印等の見直しについて> 企業から国立大学等に対して提出される書面・押印申請の要否については、国による定めはありません。 <地方公共団体における押印規制一般の見直しについて> 地方公共団体において押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続があります。	建築士法第20条 第1項	手	く建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法における建築士の設計図書への押印を不要とする改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を令和3年2月9日に国会に提出しました。 〈国立大学法人等における押印等の見直しについて> 国立大学法人等に対しては、規制改革実施計画を踏まえ、書面・押印手続の見直しについて、必要な措置を講じるよう周知したところです。 〈地方公共団体における押印規制一般の見直しについては、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月17日付け総務省自治行政局長通知)において、・国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられること・地方公共団体が独自に実施する手続については、国の取組に準じた対応を実施することが考えられることを示し、各地方公共団体に対して押印規制の見直しに積極的に取り組んでいただくようお願いしているところです。また、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体に対しておける押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。
571	令和3年2月17日	令和3年3月9日	給与返納•追給処	向いて収めなければならず、 その同額が後任庁から給与 追給される。これを、同じ国家	同額が振り込まれ返納する仕組みは非合理的。削減効果は、本人が銀行に出向かなくて良い、銀行窓口の来客が減る、銀行から国への通知がいらない、国での収納確認が不要、未納者への督促が不要、納入告知書の発行が不要、前任庁・後任庁双方の日割り計算書の作成不要。また、本人の安定収入にも繋がる。	個人	人事院	給与法第7条において、各庁の長は、それぞれの所属の職員が、俸給の支給を受けるよう給与法を適用しなければならないとされており、人事院規則9—7第3条において、職員が月の中途にその職員の給与の支出について定められた予算上の部局間での移動をした場合には、発令日の前日までの給与について日割計算による額を従前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について従前所属していた部局での既支給分を差し引いた額を新たに所属する部局で支給することとなっております。この際の会計処理において、追給・返納が生じる場合があるものと承知しております。	人事院規則9—7 (俸給等の支給)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提 家		所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
573	令和3年3月4日	令和3年3月26日	育休取得強制の 排除	国土交通省において(国家公 男性職員の育休取得1ヶ月とないでのでは、当時間では、 別は、 別は、 別は、 別は、 別は、 別は、 別は、 別は、 のでである。 のででいる。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のでである。 のででしている。 のででしている。 のででしている。 のででしている。 のででしている。 のででしている。 のででしている。 ででしてい。 ででしている。 ででしている。 ででしている。 ででしている。 ででしている。 ででしている。 ででしている。 ででしている。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででしてい。 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 ででして、 でして、	・原則、全ての職員の計画を1か月以上としていただくことを想定しておりますが、特段の事情により1か月未満となる職員がいる場合は、その理由をご教示ください。(1か月未満となる場合は省内幹部に報告する必要があります。)「全ての子どもが生まれた男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指す」との方針徹底については、公表同日に閣僚懇にて菅官房長官(当時)から取組を促す発言がされていることもあり、第1四半期の取得予定のみならず、第2四半期以降の取得予定や、実績の状況把握等について、引き続きしっかり取り組む必要があり	個人	国土交通省	国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)等に基づき(1)管理職員及び人事担当課による対象職員の把握、(2)管理職員による対象職員に対する情報提供及び育児に伴う休暇・休業の取得の勧要、取得計画の作成、(3)管理職員における対象職員の取得状況の把握、計画に沿った取得の促進、取得計画の見直し等を行うこととしています。このうち取得計画の作成については、取得促進方針において「取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成する」「人事担当課は、管理職員からの報告により対象職員の取得予定を確認し、取得意向がない又は期間が1か月に満たないといった場合には、管理職員又は当該職員に対し、理由の確認や勧奨を行う。」と定められ、「「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組及び人事評価の実施について(依頼)」(令和2年1月内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知)において「人事担当課は、管理職員が提出した取得計画を確認し、取得予定の記載がない場合や取得日数の分計が1か月に満たない場合には、管理職員に対しその理由の確認を行う。その上で、取得日数が少ないこと等の理由が必ずしも合理的でなかったり、明確ではないと思われたりする場合には、対象職員本人への確認を行う。この際、例えば、管理職員から取得計画提出時等に対象職員が取得しない理由について家庭事情等の個別具体的な説明があった場合には、対象職員への人事担当課からの再度の確認は、慎重に対応する。」と定められ、「「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組Q&A」において「取得計画については、対象職員に適けに関する方針」に定める標準的な取組Q&A」において「取得計画については、対象職員に対することととないで管理職等が成することとしていて、対象職員に対する「発見に得ら体験」となるすべての職員にいて、当該職員の管理職員が作成することとしていて書職等に対したとして、対象職員に適切に周知されているところ、これらについては、人事担当者を通じ管理職員及び対象職員に適切に周知されています。	事実誤認	国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」というに基づき、「取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成」し、取得予定がない場合等は「理由の確認や勧奨」を行うこととして、適切に運用しているところです。したがって、本人の意向に反して休暇・休業の取得を強制することはありません。いずれにしましても、引き続き、取得促進方針等に基く適切な運用を継続してまいります。
574	令和3年3月4日	令和3年6月16日	在留力では一下のでは、一下のでは、一下のでは、一下のでは、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下では、一下	外国人の日本国内のビザ取得および技能実習生の扱いについて提案。 1:技能実習制度について2:在留カードの不正防止について3:在留カードの使い道の拡大について4:在留外国人の賃貸契約と土地の購入について5:ビザ申請の費用について	1:技能実習生の逃亡を避けるべく、国でも彼らを雇うべきだと考えます。例えば、国土交通省において、河川国道事務所などの業務は、まさに技能実習ができる場所だと思います。民間で安い賃金で働かせても何もこの制度の利点を生かしていません。その上で、技能実習生は国でも雇用すべきだと思います。 2:在留カードの不正や模造品が出回る理由の一つにセキュリティーの甘さがあると思います。その為、在留カード取得時に、指紋登録と指紋ナンバーの登録。在留カードにも二つの番号を掲載し、照合の際、在留カードのナンバーで名寄せした時に、照合先で指紋と指紋ナンバーも表示し一致しなければ不法滞在になるというシステムの構築をすべきだと思います。 3:一度、在留カードが発行されると、その後の就職した後、何年も在留カードの在留期限を確認しない事業者がいます。その為、保険証の更新や発行時に在留カードナンバーを提示を義務化し、厚生労働省側でも不正を防ぐ対策をすべきだと考えます。 4:不法滞在を防ぐべく外国人のアパート等の賃貸契約は、原則1年とし、パスポートの提出と在留カードの確認を義務化すべきです。また、近年、中国人が日本の土地を購入することが多発しています。他国では、外国人は在住国の土地を購入することが多発しています。他国では、外国人は在住国の土地を購入することが多発しています。他国では、外国人は在住国の土地を購入することが多発しています。地国では、外国人は在住国の土地を購入することができない法律がありますが、日本では、永住権がなても購入できます。これは将来、日本の土地が奪われる可能性がありますので、他国同様、コンドーミニアムしか買えないよう法整備をすべきです。		法生生 人名	いて確認することができるようにしています。 さらに、令和2年12月25日から、在留カードのICチップ内に保存されている身分事項 や顔写真等の情報を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認 するための機能を提供する在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています。 3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤り が生じないよう、事業主において住民票や在留カード等により本人確認を徹底するよう 4. なし	可 2.可 3. 4.対 4.検手 5.可 対 の 段可 段着 不	1. 技能実習法(以下、法という。)において、実習実施者とは、法第2条第7項及び第8項の規定により、法第8条第1項に規定する技能実習計画に基づき、技能実習を行わせる者とれています。 法第8条第1項に規定する技能実習計画は、技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人が作成し、出入国在留管理庁及び厚生労働大臣の認定を受けるものであり、個人又は法人に国は含まれないため、国が実習実施者となることは想定していません。 2. 在留カードの偽変造対策については、在留カードの券面に、見る角度を変えることで色が変化する特殊なポログラムや、カードを傾けると絵柄の色が変化する特殊なインクなどが用いられており、その見方については、出入国在留管理庁のホームページに掲載するなどして同動などして同かます。また、出入国在留管理庁ホームページとは、出入国在留管理庁のホームページに掲載するなどして同かます。また、出入国在留管理庁ホームページとは表り、当該番号が失効していないかについて確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カードの番号と角効期間を入力することにより、当該番号が失効していないかについて確認することができるようにしています。 また、出入国在留管理庁では、券面の偽変造防止対策や在留カード等番号失効情報照会の運用に加え、このアプリケーションの幅広い利用により、偽変造在留カード対策をより一層進めていきたいと考えています。 3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤りが生じないよう、事業主において住民票や在留カード等により本人確認を徹底するよう周知しているところです。なお、出入国在留管理庁においては、不法就労外国人問題に対処することを目的に、例年「不法就労り国人大いと考えています。なお、出入国在留管理庁においては、不法就労外国人問題に対処することを目的に、例年「不法就労の国人上でのではないよう主なと意识明、不法就労防止を呼びかけるキャンペーンを行っています。また、事業主団体に中小企業団体、商工会議所で、関係と関して雇用することでのはいように違を喚起するほか、在留カードの真偽判断の、パンについて紹介しています。また、事業主団体に中小企業団体、商工会議所の、関係といます。とは適切ではないと考えています。 4. (前段) 国籍等によって賃貸借契約における契約期間に一律に制約を課すことは適切ではないと考えています。なら、住宅の賃貸借契約に係る人居審査において、一般的には身元確認が行われています。 4. (後段) 現在、内閣官房において、骨太方針の公園を実施に寄与することとで、着良な外国人に対する円滑な入国審査実施に寄与することの実施に変すると変を変めな為替相場を勘案に入り入国について事前に審査がされ、旅券に付与されることで、着良な外国人に対すると管理・方とでの利の利益を書する行か多に入り、日本の公園を表しると続います。まずの日本の人に対するとです。ますの日本のよりに対すないます。これの日本のよりに対するとです。まずの日本のよりに対するとです。まずの日本のよりに対するとです。まずの日本のよりに対するとです。まずの日本のよりに対するといれているとのよりに対するといれていると
575	令和3年3月4日	令和3年9月10日	る不必要な捺印	と言われた。自著であれば捺 印がなくても誓約書の法的効 力に影響しないため、捺印を	「外国人のSmithさんにも捺印を要求するのですか?」と尋ねたところ、「外国人は印鑑がないから不要だ」との返答だった。これでは、日本人と外国人の間に差別的待遇が生じてしまう。国立大学においてこのような外国人差別を行なっていることは看過できない事態である。 当該事例において捺印が必要となる根拠法はないため、捺印の要求は慣例によるものである。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。		

	所管省庁	回答				提室		所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
576	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議について	どうしても必要ならば、専門家 等は、ボランティアで参加すべ き。	廃止でいいと思います。必要ない。報酬が多すぎる。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	検討に着手	令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(日本学術会議HP) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf
578	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国内で使用されている簡体字とハン グル表記の廃止 について	現在、国内では至る所で、 中国語(簡体字)と韓国語(ハン グル)表記が使用されていま すが、日本は多民族国家では ありませんので、これらの言 語を国民に押し付けることは 許されず、従来の日本語と英 語表記に戻すべきです。な お、JR東海は、日本語と英語 表記のみであり、何の問題も ないと聞いています。	今は、空港、鉄道、道路、市役所、バスターミナル、飲食店、デパート等、あらゆる場所で簡体字とハングル表記が使用され、国民はやる必要のない余分なコストを負わされているとともに、これらの言語の表記は、小さくて日本国民には見えづらく、不便を強いられているのが現状であり、景観上も、国民感情からも納得できるものではありません。日本には、多くの中国人が居住しており、中国の国防動員法が発動された場合は、国内で使用されている簡体字が悪用される恐れがあります。また、ハングル表記は、北朝鮮による工作活動に悪用される恐れがあります。 中国人も、韓国人も、英語学習はやっているはずであり、敢えて日本のみが世界の常識に反した言語表記をする必要は全くありません。多くの国民は、以前のような日本語と英語表記の簡潔なものを望んでいると考えられますので、来年のオリンピック・パラリンピックを前に、是非、以前のような簡潔な姿に戻すよう、国民として強く要望する次第です。	個人	国土交通省	番号537の回答を参照してください。		
579	令和3年3月4日	令和3年4月16日		幼稚園や小学校の雑費は、 現金集金ではなく、口座引き 落としにしてほしいです。	キャッシュレス化が進み現金を扱う機会が減っています。そのため、保護者が指定された金額を用意するのは、大変な手間がかかります。時にはすぐに買う必要の無い物を現金で購入することもあります。現金を用意する、集めた現金を集計する、金融機関に持ち込んで再度確認するなどさまざまな手間がかかります。また現金には、途中で紛失するリスクもあります。あらゆる方の仕事量の削減のためにも、現金での集金は廃止にしてほしいです。地域によっては口座引き落としの学校もあるかもしれません。提案先が分からなかったのですが、こちらに連絡させてもらいました。よろしくお願いします。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を決められて いるものと承知しています。	現行制度 下で対応可 能	徴収金の管理については、各学校で定められているものであり、運用の仕方によって 改善が図れるものと考えます。 また、文部科学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての 取組を促しています。
580	令和3年3月4日	令和3年8月18日	学術会議	学術会議現役会員の科学技術、教育、医療技術などの向上に会員それぞれの英知を結集して積極的、具体的な提言を必ず年一回行う事を義務付けるべき。	具体的、積極的な提言を出すことを義務付ける事により曖昧で学識者以外でも言えるような意見が減るのではないでしょうか。 例えば戦争反対なら戦争をしないように相手が好戦的な態度に出れないようにするためにどのような政策を打っていくべきかが出てくるようになると思う。 学識者なら具体的な事が言えるはず。 学術会議現役会員は、専門分野の研究で得られた知識を活かして国の向上、発展に貢献することに関与することを義務付けるべき。 会員任命を拒否された学識者は、政府の提出した法案に異議をとなえただけで法案の問題点の改善策を提示出来なかったのでわ。 研究者なら具体的な改善策と改善策を実施した後にどのような効果があるかが言えなければならないと思う。 学識者代表としてはどうかだと思う。		内閣府	番号576の回答を参照してください。		
581	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国立大学の公募 の電子化につい て	お茶の水女子大学の公募方 法(署名、捺印入り、A4用紙を 用いて郵送。返信葉書入り)を 改善して電子化(アップロード) にして欲しい。	現在、米国に居住しているが、ここではA4用紙も返信葉書用の日本の切手も手に入れるのが困難である。私は日本にいる親族に頼んで送付してもらったが、日本に親族のいない研究者もいる。海外でグローバルに活躍する研究者の雇用機会を失わないためにも、海外からの応募に優しい仕組みを作って欲しい。 お茶の水女子大は印刷書類を送付、という形態だったが東京大学のある研究室では学内サーバーへのアップロードで書類を受け付けてくれてありがたかった。国立大学全体でアップロードによる提出に対応していただけると、さらには履歴書や業績リストの書式なども統一していただけると多くの研究者が非常に助かると思う。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。		
582	令和3年3月4日	令和3年4月16日	国立大学法人試験事務室の廃止	例年実施している国立大学法 人職員統一試験を廃止する。 廃止することで、法人試験事 務室が不要となり、そこに在 籍する各大学からの出向もな くなり、人的コスト・関係経費 の削減に繋がる。	国立大学は職員採用のため、各ブロックごとに統一試験を実施しているが、公務員志望の学生が併願先として国立大学の試験を受ける形になっており、せっかく合格・内定を出しても、辞退されるケースが非常に多い。また、そもそも受験者数が減少しているため、大学が定める合格ラインに1人も達さないケースすらある。この統一試験を実施するには、センター試験の様に、事前に多くの準備があり、当日も職員が土日出勤して対応するため、人的コストもかかる。一番の問題は、法人試験事務室が、このような厳しい採用状況の中、例年通りの仕事しかしない事。約半数の国立大学が、この試験以外に、大学独自の試験をする事で、職員の補充に努めているが、正直、独自試験の受験生の方が、かなりレベルが高い。法人試験事務室・統一試験を廃止する事で、各大学の負担軽減が図られるとともに、大学ごとの色を出した採用が可能になり、特色ある大学の創生に繋がるのではないか。せめて、統一試験に対する各大学の思いを述べるアンケート調査だけでも、実施してほしい。	個人	文部科学省	国立大学法人等における職員採用試験は、それぞれの法人の採用方針に基づいて行われているものであり、統一採用試験からの採用を行うか否かは各法人において判断 なしするべきものです。	現行制度 下対応 部	丁制度の原状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の核	討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
583	令和3年3月4日	令和3年4月16日	路等通行料金常	自衛隊の平素の教育訓練に 伴う人員・装備品の輸送、及 び部隊移動等に係る高速道 路等の有料道路通行料金の 無料化	移動時間の短縮による教育訓練に配当する時間の確保、高速道路等利用料金コストの削減、高速道路等の利用に係る調整部署、人員の削減によるコスト削減・業務の効率化及び実動部隊の人員数の増加等の効果が期待	個人	防衛省 国土交通省	【防衛省】 自衛隊の平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行においては、利用料金を支払う必要があります。 【国土交通省】 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両はこの限りではないとされており、同法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 国土交通大臣が定める車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」で定められており、自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を判断しており、告示に該当する場合、料金を徴収していないところです。	対応不可	【防衛省】 自衛隊が訓練で使用する有料道路利用のために必要な経費について、優先順位を踏まえつつ、必要な教育訓練を行えるよう十分な予算確保に努めてまいります。 【国土交通省】 有料道路は、道路の建設等に係る債務を利用者の料金により償還することを前提とした制度であり、利用者の料金負担の公平性等の観点から、料金を徴収しない車両については、緊急自動車等特別の理由がある車両に限定されているところ、ご意見のような利用について無料の対象とすることは困難と考えています。
584	令和3年3月4日	令和3年3月26日		現在、各省庁が財務省へ分厚い紙束をもって、説明をし、それを手書きでメモを取っているのが現実である。大学院を卒業したばかりの小職にとってはとても時代遅れであると感じた。 財務省説明をオンラインのみとすることにより、紙の無駄しいをなくすするとともに、デレークも推進することができ、双方にとってもプラスとなる。	そこで、財務省説明をオンラインのみと制限することにより、紙の無駄使いを無くす、テレワークを推進することができ、メモもPCで取ることが可能となるほか、新型コロナウイルス感染症対策にもなり、良いことしか	個人	財務省		現行制度 下で対応可 能	「今後とも、ヒアリング等へのビデオ会議システムの活用を進めてまいります。
585	令和3年3月4日	令和3年4月16日	消防団の寄付強 制について		私は茨城県に住んてます。いつも疑問ですが消防団が毎年消防団協力金として一戸世帯を周り2000円請求されまます。 これはほぼ消防団旅行費や宴会代だそうです このようなことをやめるように国から通達していただけないか	個人	総務省	地方財政法第4条の5において、地方公共団体は住民に対し、寄付金を割り当てて 強制的に徴収するようなことをしてはならないとされています。 地方財政法第4条 の5 消防組織法第9条	その他	消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関の1つであり、消防団 を設置する各市町村において、適切に対応するべきものです。 法律の趣旨については、茨城県にお伝えします。
587	令和3年3月4日	令和3年4月16日	研究分野における大学改法人の 立行応募を 事情を ること	1. 典型的な応募書類の書式 を統一すること(履歴書・職務 経歴書・研究業績など) 2. 電子応募を基本にすること (書類送付の廃止)	私は研究者をしていますが、国立大学や国の研究機関(独立行政法人等)の公募に応募する際には、毎回書式の違う応募書類を作成し、印刷し、それを郵送で送付しなければなりません。 文部科学省の方針に従った結果、任期付きのポストが増え多くの研究者は何度も公募に応募することになりますが、書類作成や送付に貴重な研究の時間を割かざる得ないのが現状です。また、書類を送付するというスタイルは海外からの応募を減らしている一因であり、日本人が海外に出て行かない要因の一つでもあろうと思います。すなわち、単純なこの2つの改革により 1. 研究時間の捻出 2. 海外からの応募を増やす効果が考えられます。 理想的には履歴書や研究業績はe-Rad等のシステムに登録しておいたものをそのまま使用できる形が望ましいと思います。 JSTが主管しているJrecinでは電子応募の機能はありますが、それを使用可能としている機関は圧倒的に少ないと言わざる得ません。これらは機関内の前例主義が原因であろうと考えられますが、様々なものが電子化されていく現代に沿った形にすべきであり、改革を希望します。	個人	文部科学省			令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続を取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める「事務連絡を改めて発出・周知を行ったところです。また、引き続き、JREC-IN Portalにおいても、サイトの更なる充実に取り組んでまいります。
588	令和3年3月4日	令和3年3月26日	地方支分部局の 長の任期の長期 化	私が所属する国の地方出先 機関では、キャリア官僚が局 長として赴任してきますが、1 年で異動し、毎年新しい局長 になります。部長級も1年異動 が多いです。これを最低2、3 年の任期にすることを提案し ます。	新局長・新部長の都度、業務説明、関係各所への挨拶回り、前局長が始めた施策の見直しなどが行われます。異動が2年毎であれば、上記業務は2年に1度ですみます。そもそも1年で方針が変わる組織、トップが毎年新任の挨拶回りを行ってる組織では、管轄する地域の信頼は獲られません。トップが1年で変わる組織は健全なのでしょうか?これは霞ヶ関各省庁のトップにも言えることだと思います。1年で異動している理由が、国民や管轄する地域のためであれば喜んで働きますが、私にはよく分かりません。ただ、キャリア官僚の異動事情や前例踏襲のように見えます。トップの任期が延びれば、異動に伴う「提案の具体的内容」で記載した業務量削減に繋がります。また組織の安定による国民の信頼も高まります。どうぞよろしくお願いします。	個人	内閣官房	国家公務員法において、職員の転任は人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとされています。また、採用・昇任等に当たり従うべき基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、多様な勤務機会の付与、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、同一官職に長期間就けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行うこととされており、これらを踏まえ人事異動を実施しています。	現行制度 下で対応可 能	「国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。

	所管省庁	回答				坦安			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
589	令和3年3月4日	令和3年4月16日	法務省・裁判所に おける横書きコン マの使用撤廃	し、民間は勿論、他の省庁でも、日本語の文章にコンマを使うことはなく、法務省・裁判所関係だけが、コンマを使うことを強制しているのは異常です。法務省・裁判所における横書きコンマを使用を撤廃し、民間・他の省庁と同様に、テン「、」を使うよう改めて下さ	横書き文書を、テンではなく、コンマで表記するよう、裁判官・検察官・弁護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、普通の人はそんなことはしません。	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内閣閣甲第16 号依命通知)で「これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適当のことと思われる」として、された「公用文作成の要領」(昭和27年内閣閣甲第16 号依命通知別紙)は、公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするとともに、執務能率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、示したものです。その「第3 書き方について」の5 注2で「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。」と示されています。ただし、「公用文作成の要領」が通知されて既に70年近くを経ており、現状の公用文の作成においては、言葉に対する意識の変化や和文タイプライターを使用しないなどの社会状況の変化に合わせて省庁ごとに柔軟に運用されるようになり、読点についても、「、」の使用を許容している省庁もあります。なお、法務省においては、上記「公文書作成の要領」に基づき、「、」を使用しているところです。	自徹底について」 (昭和27年内閣閣 甲第16号依命通 知)、 「公用文作成の要 領」(昭和27年内		文化審議会国語分科会において、令和3年3月12日に「新しい「公用文作成の要領」に向けて(報告)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92968501_01.pdf)が取りまとめられたところであり、その中では読点には「、」でなく「、」を用いることを原則とすることについても内容に盛り込まれております。当報告を踏まえ各府省庁における取扱いについて関係府省庁と検討を行う予定です。
590	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「公用文作成の要領」の廃止、現代 に即したものの制 定	マ「、」を用いています。しかし、民間は勿論、他の省庁でも、日本語の文章にコンマを使うことはなく、法務省・裁判所関係だけが、コンマを使うことはなる。	日本において、横書き文書を書くにあたり、法務省・裁判所関係(検察庁、弁護士会、裁判関係用語)だけ、テン「、」ではなく、コンマ「、」を使っています。裁判員制度の導入など、市民に開かれた裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識に沿っていない状況に憤りを感じます。横書き文書を、テンではなく、コンマで表記するよう、裁判官・検察官・弁護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、普通の人はそんなことはしません。この根拠となっているのが、制定から50年以上経過した「公用文作成の要領」です。コンマ「、」の使用以外にも、今となってはおかしな部分が多数あります(「充当」や「即応」は使っても良いのでは。「経本」・「連調」ははるか昔になくなっている。地名・人名をかな書きにして良いとはどういう意味、数字表記のルールなど)。このような不適切なルールが、未だに通用しているのは信じられません。これを機に、「公用文作成の要領」を正式に改め、横書きであっても、日本語文章はテンを使うように現代に即した適切な日本語表記のルールをきちんと定めて下さい。(内閣官房、文化庁)	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	番号589の回答を参照してください。			
591	令和3年3月4日	令和3年3月26日	局、課の数の規制の撤廃、必要な局や課は措置すべき	国の行政組織の管理において、局(官房を含む)と課の別を置いての規制を置いての対象とになっていまとになっていることには、局長級の総招き、分ないとでは、局長級の総招き、分ないがです。分かないがです。の数をでは、おく、階層を関係がないです。とであり、ないとであり、ないとのは、おいきでは、よいとであり、ないとのは、おいきでは、は、ないとの対象をでは、はないとの対象をでは、ないとの対象をでは、はないとの対象をでは、はないとの数をでは、いきには、というには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	国の行政組織の管理にあたり、大臣官房・局の数の規制と、課の数の規制が行われていますが、局長級、中二階、課長級、室長級の総括整理職、分掌官の乱立を招くだけの結果となっています。むしろ、次の例のような混乱を招き、分かりにくくなっているだけです。 ・内閣府政策統括官(〇〇担当)付参事官(△△担当)が乱立しているが、局と課と何ら変わらず、分かりにくいだけ。 ・〇〇局△△審議官の部下の職員を、△△審議官グループ、△△審議官組織のような形にして、実質的には局と同じ扱いにしている。・大臣官房参事官(〇〇局△△担当)の形で、単に〇〇局△△を担当している課と同じ。大臣官房に属している意味はない。・△△課企画官兼□□室長の形で、実質的には△△課本課と□□室は独立して仕事をしている。(□□室は訓令室) 局や課の数を規制しても改革には繋がりません。局や課の数を増やすと、階層が増えることは繋がり、それは決裁ルートを長くして、責任の不明確化や意思決定の遅れに繋がります。むしろ階層を減らす観点からは、必要な局や課は措置すべきです。 人件費抑制の観点は理由になりません。なぜならば、総括審議官、審議官、参事官、企画官など、局や課じゃなくとも、同じ人件費が措置されているからです。 局や課の数を規制する仕事をしていること自体が無駄です。もっと行政の活性化に繋がる他の仕事に人材を充てて下さい。	個人	内閣官房	(家)の数については、中央省庁寺改革基本法第47条第3号において「府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の一程度の削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。」と規定されています。 「局長級分掌職」については、国家行政組織法第20条第1項において「特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを 正常する際で見見に進ずるものを実行しれています。	国家行政組織法 第20条第1項、第 21条第4項、第23 条 中央省广等改革 号·第3号	その他	① 現状において、業務遂行に係る体制は、必ずしもシンプルな「局一課」という形態ではなく、両者の間に総括整理職(審議官級・課長級)が入り、あるいは、「局」「課」の事務の一部を分掌職が担い、あるいは「局」「課」を置かず一定の塊の事務を複数の分掌職がその時々の状況に応じ分担し合うなど、様々な組織が上下・左右相互に関係し合う形で業務を遂行する体制になっているものが多いですが、それは、省庁再編以降、内外の環境が刻々変化し、時に相互に矛盾する多様な政策課題に直面する中で、引き続き個別分野だけを考えていたのでは解決できず、高い視点と広い視野による総合的・戦略的な判断、大胆な価値選択・政策立案を行いながら、課題に対処しなければならない必要性が高まっていることによるものが大きいと考えています。② 「局」「課」については、中央省庁等改革基本法において「官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とする」(これを受けて国家行政組織法で「九十七以内」と規定)とされ、また、同基本法において「課等の総数について・できる限り九百に近い数とするよう努める」とされていることから、こうした法定数との関係で「局」「課」を増やしづらい面があることは否定されるものではありませんが、この法定された趣旨も、政府全体の政策の企画立案の総合性・機動性・弾力性を確保する点にあることを考えると、むしろ、分掌職・総括整理職の新設は、①のとおり、「局一課」という単一の関係で全てを解決できる政策課題が僅少となり、局長級の判断・調整について、単一の「課」を超えて局内・府省内全体を幅広い視点で見渡しながらサポートする機能、あるいは、個々の政策デーマ・業務の状況に応じて府省内で所掌関係を変更できるようにする柔軟性が求められていることが主因と考えています。 ③ 当局としては、多様な政策課題に対し我が国の行政組織が的確に対応できるよう、各府省からの要求に対し、所掌することが想定される業務の内容等に応じ、分掌職又は総括整理職が適切なのか、あるいは「局」「誤」かを、法定数との関係も見ながら審査しており、そうした中で、真に必要性が認められる場合には、「局」の法定数を改正して「局」を新設する対応をとっており(例: 消費・安全局(農林水産省)、地方協力局(防衛省))、また、「課」についても、同様に、必要に応じて新設する対応をとっています(例: カジノ管理委員会の新設時に、必要な「課」を新規で措置)。
592	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省と金融庁の統合	せる好循環を作るため、財務省と金融庁を統合しては、財の予算(財務省主計局)、財政投融資(財務省理財局)、銀行・証券・投資会社等民間金融機関による資金の投資(財務省国際局)が組み合わることが不可欠です。財務といることが不可欠です。財債では、対対の税制、関係できるための税制、関係の規模では、対対の限益によるに対しては、対対の限益には、対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が対対が	にどう取り組んでいくのか、という観点から、国際金融行政と国内金融行政との連携も必要です。色々と考えられる、民間金融と税制、国債、関税との連携も不十分です。 財務省と金融庁とが縦割りを超えて連携を図ることは当然のことで、本提案の趣旨は、一体となってマネーの循環を良い形で運営することが必要ではないか、という点です。 財務省と金融庁との統合は、経済成長の加速に繋がるより良い政策作りのために必要ですが、管理部門の効率化にも繋がります。管理部門で対象化された。	個人	財務省 金融庁	財務省の任務は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることです。 金融庁の任務は、金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることです。	第3条第1項	現行制度 下で対応可 能	現行の体制において、国内の経済対策や国際金融情勢への対応など、財政・金融・経 済に対する一体的な政策対応が求められる場合は、財務省と金融庁が緊密に協議・ 調整を行いつつ対応を行っており、今後もこうした取組みを続けてまいります。

	所管省庁	回答				坦安		所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
593	令和3年3月4日	令和3年3月26日	教員の部活動に ついて	高校等の部活動について、教 諭ではない第三者が行うこと を提案したい	高校教諭の義兄を持つ者です。 土日も部活動で駆り出され、家族旅行なども姉とその子供のみで行くことが多く、甥っ子らは寂しそうにしていることが多いです。 教諭にも家族との時間は必要であるし、また、教諭としての仕事もあると思います。 そこで、それらが改善できるよう私が提言したいのは、部活動を教諭ではない第三者が指導することです。 これにより、以下の二点の面でメリットがあると思われます。 (1)教諭のQOLの改善、余裕ができ、より生徒への指導に時間を割けるようになることから、より教育の質もあがるのではないのでしょうか。 (2)余裕をもって生徒と関われるようになることで、いじめ問題なども気づくようになったりできるようになるのではないでしょうか。 こういったところから教育の質を上げることは、将来的な国家としての質を上げることにもつながり、経済的、社会的な改善もできるのではないかと思い、提案しました。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。		
594	令和3年3月4日	令和3年4月16日	格安携帯とマイナンバー	日 17なく田木ない。zenrone Max m2 Asus_X01AD - (7R633KI)	おりまえ、高齢有社会に対応し続くすべる。 若者は使うのがあたりまえ、若者よりも、高齢者社会に役立つ。 高齢者を対象に広く推進されたい。 高齢者に簡単に使えるような社会が必要である。 厚生労働省が推進している、健康保険証が完全に実施など、高齢者社会に役立つ社会として欲しい。	個人	内閣官房		現行制度下で対応で対応能	マイナポータルをご利用いただくための環境につきましては、スマートフォンの新機種やOS・ブラウザの新しいバージョンがリリースされ次第、できるだけ早く対応できるよう可努めているところです。 引き続き、ご利用される皆様がご不便を感じないよう、できる限り早く対応してまいります。
595	令和3年3月4日	令和3年9月10日	東京大学での科研費の使用に関する書類提出のオンライン化の要望	事が増えるため、メリットが薄いです。そのため、オンラインでのファイル提出のみで事務処理が簡潔するように改善してほしいです。また、立替払いの書類には印鑑が必要であり、オンライン化	次に研究生産性の増大のメリットについて記述します。多くの報道にあるように日本の大学では、事務処理の手間によって、研究時間の確保が困難になっています。紙に印刷して印鑑を押し、事務に提出するのは、移動時間もあり研究時間を圧迫する要因になっています。科研費の書類提出がオンラインのみで簡潔するようにすることで、研究時間の確保を対象を表しています。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。		
596	令和3年3月4日	令和3年4月16日	公立学校のバリアフリー化	もしくは事実上入学が難しい状況 とのことです。この内容は文部科 学省と厚生労働省、更には地方 自治体も関与するすることかと思	パラリンピックの重要性は十二分に理解はしているつもりですが、その前に、少なくとも公立学校(特に公立小中校)に於いては、全ての学校のバリアフリー化とは言わなくても、希望者の状況に応じた柔軟な対応(ある一定以上の規模の地方自治体に於いては、公立小学校・中学校の一定割合のバリアフリー化の義務付け等、及び学区外の学校に通学する場合の車での登校の受け入れ他)を日本全国の自治体に導入することが先決かと思われます。「学問の自由」「教育の自由」の観点からも早急に取り組むべき施策と考えます。	個人	文部科学省国土交通省	令和2年5月にバリアフリー法の一部が改正され、同年11月、同法施行令が改正され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられました。特別特定建築物については、一定規模以上の建築等(新築、増築、改築または用途変更)をしようとするときは、バリアフリー基準への適合が義務付けられるほか、一定規模 人名の多力義務が課せられます。なお、公立小中学校等については令和3年4月以降に 建築等されるものが、バリアフリー基準への適合義務の対象となります。また、市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地 からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。		学校施設のバリアフリー化は非常に重要であると考えており、令和2年度、文部科学省において有識者会議を設置し、学校施設のバリアフリー化の推進方策について検討した際にも、バリアフリー法を所管する国土交通省の担当者がオブザーバーとして参加するなど、関係省庁と連携して取り組んでいるところです。 文部科学省では、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的な整備を推進するため、公立小中学校等に係るバリアフリー化の整備目標を定めるとともに、学校施設のバリアフリー化や留意点等を取りまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂を行ったところです。 また、令和3年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を1/3から1/2に引き上げる予定であり、地方公共団体の取組を積極的に支援することとしています。 さらに、文部科学省では、市町村教育委員会が就学先の判断を行う際に参考となるよう、例えば、肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点などを示した資料を作成し、周知しているところです。
597	令和3年3月4日	令和3年4月16日	NHK(日本放送協 会)について	NHK本体だけではなく、子会 社も含めた経理監査を国会に 於いて行う。若しくはNHKそ のものの総務省管轄からの	NHK本体の決算は収支が完全に一致しており、そのような事は絶対にありえない決算内容であり、国会審査が形骸化している様に思える。子会社は莫大な利益を上げており、これを本体に組み込めば国民から受信料を徴収する事無くNHKの運営は可能であり、受信料が無くなれば消費に繋がるものと思われる。 民間放送も充実しており、最早NHKの公共放送としての役割は終えたもの考えられる。	個人	総務省	NHKの財務諸表については、NHKにおいて作成した上で、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院による検査を経て、国会に提出されることとされています。 NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。 118		制度の現状欄に記載のとおりです。 公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。

	所管省庁	回答				提室			食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
598	令和3年3月4日	令和3年3月26日	農水省における 「一太郎」を完全 廃止してほしい	阿ハナル	提案内容にもあるとおり、一太郎ファイルを開くことができない市町村が多く、都道府県の事務担当レベルで、いちいち一太郎ファイルからコピーアンドペーストでWordファイルに張り付けなおし、送付するというような余計な手間がかかっている。また、上記のような対応をすると、フォーマットが崩れることも多く、市町村は崩れたフォーマットを一々直しながら業務に使用している。特に、県市民が実際利用する申請書類の様式が一太郎ファイルであると大変困っている。 農水省がWordに統一してくれれば、上記問題は解決され、都道府県、市町村職員の事務負担も軽減し、かつ国民にも適切な行政手続きの案内も実現できる為、是非これを機に完全統一願いたい。		農林水産省	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取 りの円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化しております。	現行制度 下で対応可 能	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取りの円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化するとともに、既に「一太郎」で作成済みの文書ファイルもその更新時に「ワード」形式で保存する取組を実施しております。改めて省内周知し、「ワード」使用の徹底に努めてまいります。
599	令和3年3月4日	令和3年7月20日	在庁時間にかか	どでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	一度きちんと調査をしてください。しかるべき対応(返納させるなどの)を切に望みます。真面目にしている方が馬鹿をみます。職員からの依頼で、勤務時間より早く出勤して業務を手伝ってほしいと言われない限りは、例え早く出勤しても、その時間を在庁時間と報告できないシステムに変えるべきです。よろしくお願いします。	個人	内閣官房	内閣官房における期間業務職員の勤務時間の管理等については、各部局における任 なし 命権者の下で、規定に従って適切に取り扱うよう指導しています。	対応	個人が特定できないため、個別の対応は困難ですが、引き続き、任命権者において適 切に取り扱うよう、各部局に対して指導を徹底したところです。
600	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「国立大学芸人」の学法人の高いでは、大学人の一個では、大学のでのでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	た。 しかし、国立大学法人法の改 正により、法人制度に差異が ほとんど無くなりました。	国立大学法人法は、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」を定めています。 国立大学法人法の制定時は、「国立大学法人」は「1法人1大学」であり、「大学共同利用機関法人」は「1法人複数機関」でした。 しかし、国立大学法人法の改正により、「国立大学法人」が「1法人複数大学」となったため、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」に差異がほとんど無くなりました。 にもかかわらず、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」で、対応する部署(分科会・委員会など)を、文部科学省は別々に設けており、無駄で非効率あると言わざるを得ません。 「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を統合し、「高等研究教育法人」とすることを提案致します。	個人	文部科学省	「国立大学法人」は国立大学の設置・運営等を目的する法人である一方、「大学共同利用機関法人」は、国公私立全ての大学の共同利用の研究所として学術研究の発展等に資するために設置される大学共同利用機関の設置、運営を目的とする法人であり、両者の目的は異なっています。このため、両法人に差異が無いため、制度を統合すべきというご指摘は当たらないものと考えます。	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。
601	令和3年3月4日	令和3年3月26日	扱う消防行政(総 務省消防庁)を、 経済産業省へ移	り、地方自治体では都道府県の管轄となっております。ひとつの事業者で、高圧ガスと可燃物を扱う事業者の場合など、規制官庁が別れることになるため、事務作業が煩雑であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはります。	現在、石油や可燃物等の危険物は、総務省消防庁の管轄であり、地方自治体では消防署の管轄となっております。 高圧ガス、プロパンガス、火薬等は、経済産業省の管轄であり、地方自治体では都道府県の管轄となっております。 ひとつの事業者で、高圧ガスと可燃物を扱う事業者の場合など、規制官庁が別れることになるため、事務作業が煩雑であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはぐな安全対策となることがあります。総務省消防庁を、総務省から経済産業省の外局へと移す行政組織再編を行い、合わせて、地方自治体の消防署が、危険物だけでなく、高圧ガス、火薬等も同時に規制監督できる制度とすることを提案致します。小規模な市町村で、高圧ガスや火薬まで扱えないという場合もあるかと思いますが、小規模な市町村の消防は、都道府県に移管するべきだと思います。	個人	総務省経済産業省	番号131の回答を参照してください。		

		管省庁	回答				坦安		所管省庁の権	食討結果	
番号	_	の検討・講日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
602	? 令和3年	3年3月4日	令和3年3月26日	公立学校PTAは 義務ではないこと の周知	公立学校PTAは義務ではなく 任意団体であることを全国に 広く周知させ、保護者が入会 するかしないか選択権を与え るようにする。 または、PTAを廃止する。	公立学校におけるPTAの強制入会は、現場の母親達を疲弊させている。 PTAが任意の団体であることは知られつつあるが、田舎の地方ではまだまだ周知されていない。 全国PTA連合が天下り先として必要だからでしょうか。 PTAがあるから子供を産みたくないと言う女性も多々いて、少子化の一因であることを知ってください。 廃止が無理であれば、最低限以下の2点。 (1)学校からPTAに個人情報を渡す際に保護者の同意を得ること。 (2)教育費とPTA会費を銀行口座から引き落とすのも同意を得ること。 詳細は法学者の木村草太さん、PTA問題に詳しい大塚玲子さんの調査や報告をご一読頂ければと思います。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
603	令和3年	3年3月4日	令和3年3月26日	合同庁舎の管理	外部から見た話。 熊本地方合同庁舎の地下駐 車場のフロアに古紙置き場が あり、業者へ搬出している。し かし、庁舎の規制で業者の車 が入れないため、小さな音 で往復しているため、作業も 長時間になり、排出料金も前 くなっている。それで、規制を 改善して、業者の車が入れる ようにすれば、排出料金も節 減できるのではないか。	古紙の搬出料が節減でき、さらに作業員の負担軽減になる。	個人	財務省	熊本地方合同庁舎においては、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりません。 古紙を地下保管場所から搬出する際には、受注者の搬出車両(2t)を保管場所に横付けして古紙の積込みを行っており、円滑に搬出作業が実施されています。 なお、搬出入車両が大型車(概ね4t超)の場合、地下駐車場の天井高(2.7m)等の物理的要因により、地下駐車場への進入が困難なケースも生じます。	事実誤認	制度の現状のとおり、当合同庁舎では、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりませんが、大型車両については物理的な制限が生じることから、事前の調整が必要となります。 古紙の搬出に限らず、地下駐車場を利用した搬出入作業を発注する各入居官署に対して、制度の現状等を再度周知するとともに、効率的な搬出入作業の実施を要請します。
604	↓ 令和3年	3年3月4日	令和3年3月26日	国勢調査の廃止 と代替について	わる情報収集は住民票などの自治体やその他公的機関に届け出る情報をもとに統計を取る事を提案したい。ただし、情報提供の同意や個人の特定を避け、利用目的を厳格化し、あくまでも統計上の処理	・国勢調査実施によるコスト削減。 ・質問内容が自治体に届けている内容と多くが重複し無駄が生じている。 ・回答率が低いとの報道を目にしたが、自治体等への届け出を利用すれば、より高い回答及び情報収集が可能であり、質の高い統計情報を得ることができる。社会への還元となる。 ・国勢調査回答が義務であるなら、必要事項の収集も個人情報の利用として問題ないと考えられる。ただし、現行の個人名や所属企業の収集は用途や聴取理由が不明かつ不要である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。		
606	6 令和3年	3年3月4日	令和3年4月16日	個人住民税と所得税の課税・徴収事務を同時に	収、個人住民税は翌年徴収で、一般市民には分かりにくい。年度のズレを解消し、所得税と同時に個人住民税も源泉徴収を行う方が効率的である。	個人住民税の課税計算は、確定申告書などの所得税の課税情報等の提供を受けて、個人住民税の課税計算を一から行っている。法人市民税においては、法人税額が課税標準とし、単純に税率をかけるだけで、法人市民税が算出できる仕組みとなっている。法人市民税のように、個人市民税も所得税額を課税標準として、算出するようなしくみとならないものか。課税計算が複雑で、時代とともに特例措置や税額控除も増加えており、これらの制度が残ったままで、減ることはない。個人住民税を独自に計算したところで、所得税における納税者の応能性、応益性の割合は、さほど変わりはない。徴収方法においては、所得税と同じように、源泉徴収で現年中に徴収することにより、確実に税収が確保され、滞納者を減らすことができる。翌年度課税といえども、「6月から翌年5月まで」の徴収期間であり、理解されにくい。一方で、年金特別徴収は、「4月から仮徴収」であり、これも分かりにくい・制度となっている。源泉徴収で、所得税と住民税を集め、確定申告により、所得税と住民税を一緒に、還付したり、徴収する方法が効率的である。	個人		個人住民税は、前年の所得を基準として翌年度に課税する仕組みとなっています。 この仕組みは、課税団体毎に税率が異なり得る中で、その課税団体を明確化しつ つ、所得税における確定申告等を活用し、個人住民税の課税を効率的に行うことで、 納税義務者や企業、地方団体の税務事務に過大な負担が生じないように配慮して講じ られているものです。	検討に着手	ご提案の個人住民税の現年課税化については、学識経験者や企業、地方団体等を構成員とする検討会を設置し、議論を行ってきたところですが、その中で、企業において、業務が多忙になる年末に、所得税の年末調整事務に加えて、所得税と計算の異なる個人住民税の年末調整事務が生じるなどの課題が指摘されています。また、地方団体において還付事務が多く発生すること、現年課税への切替時に、移行前年分と当年分の2年分の課税が発生するといった点のほか、現在、個人住民税を賦課する過程で得られている所得の情報が、社会保障等の様々な制度で活用されている中で、こうした所得把握の事務に影響を与える懸念があるなどの課題が指摘されています。こうしたことを背景に、現年課税化については、企業や地方団体から慎重な対応を求める声が上がっているところであり、引き続き丁寧な議論が必要と考えています。

	所管省庁	回答				提室			員討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
607	令和3年3月4日	令和3年3月26日	給付金請求には 他社の「入院・手 術証明書」のコ ピーが使えない不	診断書を2枚書いて損してる 被保険者が一体どれくらいい るのでしょう?無意識のをこれ以上放 者が増えるのをこれ以上ならないと考えます。かんぽ生命の書式ではできれては生命の書式ではでき、かんぽも一括で請求では、がいが、がいが、がいが、がいが、がいが、がいが、がいが、がいが、がいが、がい	理由が判り易い様に私事の説明を少しさせて頂きます。2020年9月23日、妻が2週間の入院・手術をしたため、給付金の申請に申請書類関係を取りに行きました。過去に経験があったので念のため「他保険会社の入院・手術証明書のコピー」でサ付けすのできまり、他保険会社のほとんどは他社の「入院・手術証明書」のコピーでも申請受付可能なのに、相変わらずかんぽ生命だけは頑として自社書式原本じゃないとダメ、これが未だ常識の様です。対応はかんぽ生命コールセンターに問い合わせて欲しいの一点張りで、頭はかんぽで尻尾が郵便局でその間には分厚い壁があるいう、「縦割の極致」と言える対応です。郵便局は委託されて契約確保優先だけに走り、給付金他のサービスの不具合はかんぽ生命コールセンターでしか対応できないと逃げるのなら、昨年の大きな不祥事発生もある意味当然かと呆れています。さて、2015年の過去の経験です、手間は取りましたが結局「他保険会社のコピー」で申請受付されました。最終的にかんぽ生命お客様相談室室長の丁寧・請といての反省とお詫びそして改善意志を感じ矛を収めました。顛末は保存してます)私も、今回の手続きでかんぽ生命お客様センターとやり取りしなければならず、お互い時間と手間の浪費・郵送料など無駄な経費の発生はそのまま社会資本と税金の無駄遣いと考えます。かんぽ生命・郵便局職員皆さんが本来業務とサービス向上に集中し、顧客である私達も安心して任せられる体質改善を今度こそお願い致します。	個人	ᄉᇸᄼ	保険業法等において、保険金支払請求書面に関する規定はありません。 各保険会社においては、適切な保険金等支払管理態勢の整備を行い、各社の責任に おいて、その手続き方法を規定し、お客様への対応を行っているものと承知していま す。	その他	保険金請求手続きに関しては、各社の規定に基づき実施されているため、かんぽ生命に確認したところ、ご提案頂いた保険金支払請求書面の件については、既に改定を行い、他社書式のコピーでも要件を満たせば使用可能である旨確認致しました。
608	令和3年3月4日	令和3年8月18日	科学技術政策の 諮問・審議機関を 1つにまとめる	今何かと話題になっている 「日本学術会議」は、大雑把に 言って我が国の科学技術政 策について意見を述べる場だ と承知している。 これと同じような組織として、 文部科学省に科学技術・学術 審議会、内閣府に総合科が あ。 内容を見ても、似たり寄ったり である。 1つにまとめてしまえばいいの	研究者の意見も、科学技術・学術審議会には多数の分科会・部会、総合科学技術・イノベーション会議にも多数の専門調査会・懇談会がある。これを通じて、十分聞くことが可能だろう。	個人	内閣府 文部科学省	活動、科学者間ネットワークの構築、科学の役割についての世論啓発に係る取組を実 施しています。 総合科学技術・イノベーション会議、科学技術・学術審議会及び日本学術会議はそれ ぞれ役割が異なるため、統合するのは適切ではありません。 【内閣府】	【機にて対 日会で検手のい 可 術に 本に 着	制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣府】 令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術
609	令和3年3月4日	令和3年3月26日	税務署での税金の現金払いについて	硬貨何枚といちいち用紙に記 入し、しかも支払ってお釣りや	時間の無駄。事務処理の無駄。 現金払いでも、もっと普通に受け付けれないものか。税務署窓口でも、クレジットカードや電子マネーでも支払い可能にしておかないと、政府の進めようとしていることとは真っ向反対のこととなる。	個人	 时	税務署領収窓口では現金と証券による納付に対応しています。 その領収に当たっては、署内収入整理票(金種内訳表)や紙幣計数機を使用して、納 国税通則法第34 税者が持参した金額と職員が窓口で受領した金額を明確にした上で行うこととしていま す。	現行制度 下で対応 能	的確な領収業務を担保するためには、署内収入整理票(金種内訳表)の作成が必要であると考えております。 なお、国税の納付に当たっては、ダイレクト納付やインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付など税務署に出向くことなく、ご自宅等にいながら納付手続ができる方法がありますので、これらの納付手続について引き続き周知・広報に努めてまいります。
610	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路管理の一元 化	災害時における、修復作業や トラブルに対応する窓口を一 つにまとめる。	地震や大規模火災、先の東北震災などにおける、大規模な修繕工事、問い合わせ、予算執行などをまとめ、トップダウンで必要な予算を編成し早急に対応ができる。今まででは、これは市道、県道、または国道の為問い合わせさえも国民には返答が出来ない状態となっています。管轄が違うからとの一言です。それでは、目の前に陥没していても修理が出来ない状態です。先ずは一元化で予算をつけ修理し、後に費用等は管理元に請求なり行うシステムを構築し、国民に迷惑を掛けずに修復を早期に行えるメリットとなります。	個人	国土交通省	番号412の回答を参照してください。		
611	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議は 廃止を	存在意義がわからない。税金の無駄であり国政の障害とも思えるので、存在意義は無くなったとして廃止を求めます。学術的意見は都度諮問委員会などを招集し意見を求めれば良い。	国家予算の無駄の削減し、その分を戦略的技術開発に集中的に注入する。 日本学術会議法 第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。 一科学の振興及び技術の発達に関する方策 二科学に関する研究成果の活用に関する方策 三科学研究者の養成に関する方策 四科学を行政に反映させる方策 五科学を産業及び国民生活に浸透させる方策 、その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項 存続させるなら、上記に明記されているとおり、(自然)科学系の学者に限り、少なくとも文化系学者は除外するべきである。現状の文化系学者が在籍していることは既に違法状態といえるのではないか。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。		

	所管省庁	回答				坦家			所管省庁の核	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由 Language Language Language Language Language Langua	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
612	令和3年3月4日	令和3年4月16日	救急の場合のGP Sの利用	喋れなくなった時、外出していて自分のいる場所の住所が判らない時は自分の所を説明するのが困難です。 そこでスマホのGPSと連動して簡単に居場所が特定できる	以前から救急車を呼ぶ場合にGPSが利用出来たら良いのにと思っていました。 技術的にも問題ないのでは。 病気の場合だけではなく山や海で遭難した時、そのアプリで通報すれば居場所の特定が出来、大人数で捜索する必要もなくなるかと思います。また山で登山ルートから外れている人には自動で警告したり、マップアプリと連動して帰るべき方向を指し示す機能もあれば自分で下山できる場合もあるかと思います。 応用で110番アプリもあれば警察の方も早く現場に行けると思います。		総務省 警察庁	を持つことを義務づけられています。	設備規則(昭和六	下で対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。
613	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議等 の民営化	日本学術会議に国費公費の 投入を止め、同時に、科学研 究助成金の交付などに、政策 を反映させ、それに反する研 究には経済的助成をおこなわ ない。	いわゆる「学問の自由」は、学術研究の経済的独立によるもので、時の政府から経済的支援を受ければ、必ず、軋轢が生じる。政権の交替によって、政策は変わるが、学術研究は不変であるからである。故に、「学問の自由」を維持するには公的支援を不要としなければならない。よって、自由な研究者は、国などに頼らず、自らの才覚で、すなわち、特許金を得る、寄付を募るなどにより、研究費を調達する必要がある。極端な例をいえば、いくら学問の自由だと言え、現政権下では、原爆の開発に公的助成の対象とはならないだろう。だから、学問の自由を確立するためには、時の政府より金を得ているのに、自由が享受できるという欺瞞的な(幻想的な)現状を改め、公費は時の政府の政策に従うものだけに使われることを明示し、研究者ならびに社会に、「学問の自由」の方策がいかあるべきかを自覚させるべきである。もし、それによって、自由な学術研究に停滞が生じ、政策に反する研究が消滅し、御用研究のみが残るならば、所詮、それまでの民度の国であるか、その研究自体に価値がないかである。欧米先進国の「学問の自由」は、independent scholar を尊敬する伝統の結果である。Indipendent とは、大学等の組織に属さず、経済的に独立していることを意味する。ダーウインもマルクスもフロイドも independent scholars だった。わが国もそのような社会を目指してもよいレベルになったと信じる。	/ 77	内閣府	番号576の回答を参照してください。			
614	令和3年3月4日	令和3年3月26日	脱はんこと公務員の勤怠管理	○ 公務員の勤怠管理のデジタル化 ・押印形式による出勤簿の廃止 ・IC身分証(マイナンバーカード)の入退庁時間による勤怠管理の実施	公務員の勤怠管理は、出勤簿及び超過勤務命令簿への押印により行われているところ。しかし、民間事業者においては、いわゆるタイムカードを活用して機械的な勤怠管理を長らく行っており、官民の認識にが大きく乖離している。昨今の働き方改革により人事院規則にて超過勤務時間の抑制がなされたところ、現状の勤怠管理では、違法を回避すべくある種人為的な操作を可能としている。ここで公務員の勤怠管理においても脱はんこ化し、代替として、公務員の勤怠管理は、原則としてパソコンの起動・終了時間やIC身分証の入退庁時間により行うことを提言したい(在宅勤務や出張時など、在庁せずに勤務するときは除く。)。IC身分証の導入状況は様々であることが、少なくとま中央省庁においては実現可能であると考える。また、現行業務でパソコンを使わないことは極めて稀であるため、全省庁、全出先機関において可能であると考えられる。労基法の下、民間事業者に対しては厳格な勤怠管理を求めるのに対し、公務員が未だ押印形式により勤怠管理を行う事実は、令和の時代においては許されるものではない。	個人	人事院 内閣官房	番号417の回答を参照してください。			
615	令和3年3月4日	令和3年3月26日	残業規制強化による経費削減	民間に求めている残業規制 が適切に行われる風潮を助 長すべく、国家公務員の残業 時間は、一人当たり、係単 位、部署単位、省庁単位での 残業時間を見える化して、ど の断面でも一定水準以下(具 体的には20時間以下)にする ことを提言します。 行政改革の効果もこれがひと つの指標になると考えます。	国民の道標となるべき、国家公務員は、民間でのこういう状況を率先してお手本を示すべく、残業規制を徹底して、固定費(経費)を一気に削減		人事院 内閣官房	国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間、1年について360時間などと設定しており、各府省においては、この人事院規則等の規定の下で、超過勤務の縮減に取り組んでいます。なお、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。	14第10条の2の2	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおりです。

	所管省庁	回答	18		10 ct m 1	提案	http://www.		所管省庁の権	食討結果		144 44
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	一備考
616	令和3年3月4日	令和3年3月26日	Go to トラベル	JTBや日本旅行に配分した枠を直ちにインターネット旅行 を直ちにインターネット旅行 さいるとうへ配分したで予約が同分でであれる。 今時い業者はいるのある。 の事態を予見できなかった 無能なである。 の事能を発足し、所のいまれるが発足し、所ののはである。 はかい国会・政府のははでいまない。 きないまないまない。 きないまないまない。 とを願うばかりである。)	インターネット旅行業者は予算枠が不足しているのに、人気のないJTB を筆頭とした業者にたくさん枠が残っているのは、税金の無駄であり、これを予見しえなかったのは行政の無知(不勉強・怠慢)である。直ちに謝罪して、修正すべきである。予算を有効活用しえない無能な業者からすべての配分を取り上げて、枠が足りていない業者に再充当して、さらなる観光需要惹起を促進すべきである。 国民をないがしろにするのも、大概にすべきである。	個人	国土交通省	GoToトラベル事業における予算枠は、当初は、各事業者からご提出いただいた販売計画を基に配分していたところですが、令和2年9月から10月にかけて、大手予約サイトを中心に予約が好調に伸び、一部の事業者において、当初配分した予算枠が不足する状況となったため、全ての事業者に対し、販売状況を丁寧に聞き取りながら、随時、必要な予算枠を追加して配分しているところです。	なし	対応不可	GoToトラベル事業については、コロナ禍により失われた旅行需要を取り戻すため、宿泊の割引による旅行需要の喚起だけでなく、地域共通クーポンの利用を通じて、観光地周辺における消費を喚起し、厳しい経営環境に直面する土産物店、飲食店等の事業者も含め、幅広く地域経済を支えることを最大の狙いとして開始したものです。本事業の狙いを達成するためには、様々な販路を確保し、多様な形態の旅行商品で本事業を活用いただくことが求められることから、例えオンラインで予約が完結しない事業者であっても、本事業を利用して旅行商品を販売いただくことが重要であると考えております。	8
617	令和3年3月4日	令和3年4月16日	証紙の廃止について	すべての行政手続き時に使用する証紙の廃止	行政が主管となる講習会や免許更新、道路使用許可申請、自動車保管場所申請など行政機関に申請する書類には証紙が必要となっている。普段一般人に証紙は馴染みがない。 許可申請をする際にいちいち証紙を購入する手間がある。申請者からすれば払う額が同じなのになぜいちいち証紙を購入する必要があるのかと思う。 エコを推奨する行政機関がお金を納付するのに現金で事足りるところを証紙を購入させるのはおかしい思われても仕方ない。都道府県によっては職員の証紙横領事件も発生しておりそもそも証紙がなければ発生しないもしくは早期に発見できるものである。また、職員が証紙の確認をする時間を他に優先されるべき業務に時間をあてられる。証紙を保管する場所の確保等全都道府県で換算すればかなりの額になり税金の無駄としか言いようがない。証紙がなければそれを監査する無駄な職員も必要なくなり他に人員をまわすことができ、それが国民のニーズにも迅速に対応できることにつながる。証紙=お金であれば税金の無駄としか言いようがない。印紙=お金であれば税金の無駄としか言いようがない。印鑑と同様即刻廃止し、節税並びに国民のニーズに必要とされる場所に職員を配置するべきである。国民は証紙を管理する職員は求めていない、証紙制度は印鑑制度よりも弊害をもたらしており無駄としか言いようがない。	個人	総務省	地方自治法第231条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は、使用料又は手数 料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることが できるとされています。			地方自治法第231条の2第1項に規定されているとおり、地方公共団体の収入証紙は条例で定めるところによるものですので、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができるものです。現金によらない収入証紙による収入は郵送による申請等を容易にすることができるものであり、収入証紙の必要性は地方公共団体の実情等により様々ですので、国の法令において一律に廃止することとすべきものではないと考えます。	•
620	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報開示請求に 対する開示の黒 塗りは最低限に	国民が行政に対して行う情報 開示請求において開示される 資料に処置する黒塗りは最低 限にすべきである。せっかく情 報が開示されても、そのほと んどが黒塗りではやっている ことに全く意味がなくなってし	私は過去に2回、行政に対して情報開示請求を行い、最終的に数10ページの資料が開示された。しかし、その内容はほとんど黒塗り、いわゆるのり弁状態であった。私は、時間、工数、そして費用をかけてやっとの思いで請求にたどり着き、さらに相当の待ち時間を要して情報を入手したものである。しかしながら、そのほとんどが黒塗りでは、それまでの行為を全て否定された感じすらある。当然ながら、保護しなければならない情報は隠してもいいと思っている。しかし、出された資料は、その項目全てが真っ黒であるものが多すぎる。果たして、この1文字1文字全てが個人情報等、開示できない情報なのか?甚だ疑問である。行政側にとって隠すのは最小限、依頼した国民にとっては最大限の情報を1回の作業で開示していただきたい。	個人	総務省	番号258(情報公開について)の回答を参照してください。				
621	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公営住宅の縦割り解消	同じ市区町村に存在する公営 住宅でも広域自治体が管理 する都道府県営住宅と基礎自 治体が管理する市区町村営 住宅が存在するので基礎自 治体が管理する市区町村営 住宅に一元化する。	公営住宅法の改正により、1種、2種の区分が無くなり、都道府県と市区町村が同じ公営住宅を管理している。また、高度経済成長などの時期は住宅不測の解消に公営住宅整備を行ってきたものの、住宅不足は解消されており、低所得、高齢化等の入居者が多いことから福祉施策の役割が多くなっている。 さらに、住民からすると窓口が2つあり、わかりにくくなっている。 よって、福祉サービスを担っている基礎自治体が公営住宅を管理することにより、住民ニーズに合った施策を提供できる。	個人	国土交通省	公営住宅法において、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとされており、市町村及び都道府県が地域の実情に応じて公営住宅の整備及び管理を行っています。 公営住宅の整備後に、管理の効率化等を図る観点から、公営住宅法第46条(事業主体の変更)に基づき、公営住宅を他の地方公共団体に譲渡することができ、都道府県営住宅を市町村に譲渡している事例があります。 また、公営住宅法第47条(管理の特例(管理代行制度))に基づき、他の地方公共団体又は地方住宅供給公社に家賃の決定等を除いた管理事務を代行させることができ、都道府県営住宅と市町村営住宅を地方住宅供給公社があわせて管理している事例もあります。 このほか、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができ、都道府県営住宅の管理事務を市町村が処理している事例もあります。	公営住宅法 第46条、第47条 地方自治法第252		事業主体の変更や管理の特例(管理代行制度)、条例による事務処理の特例の制度 を活用するかどうかは地域の住宅事情や財政事情、事務の負担等を踏まえて各地方 公共団体において総合的に判断されているところです。	H.,

	所管省庁	回答	10 cts -tT		AD eta em la	提案			食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
623	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国民、利用者目	国北京 (UDを はユニバタクシー (UDを はユニバタク支援 ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(UDを ではユー(IDを ではユー(IDを ではユー(IDを ではユー(IDを ではユー(IDを では、 ではユー(IDを ではユー(IDを では、 では、 では、 では、 では、 でも、 でするような できるような をするような をする。 では、 でのする でのする でのする でのする でのする でのする でのする でのする でのする でいた でのする でいた でのする でいた でのする でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた	補助金事務の執行上、交付決定後の事業着手(車両登録)、販売店との契約、車両登録手続き、支払いを経て補助金が交付されます。これら一連の補助金事務手続きを改め、年度当初の車両登録、登録車両に対する補助金申請、交付決定、補助金支払いとすることで、利用者はいち早くUD車両の利用が可能になります。 UD車両は誰にでも優しい車両であることから、中でも車椅子が必要な障害をお持ちの方からは、全国への早期普及促進、年度のうち、早い時期からの利用開始を期待しています。 当該年度内に登録された車両を対象にした予算の範囲内で交付決定する事で、年度当初の車両登録、使用開始、利用者サービスの早期運用開始が可能になります。 財務省の補助事業管理を利用者目線で改善することで、また、国土交通省の補助金事務手続きの運用変更について、省庁間の縦割りを解消する事で心のこもったバリアフリー対策が実現します?	個人	国土交通省	憲法 第86条 予算編成、国会議決の要 財政法 第29条 補正予算 第31条 予算配賦 国庫補助金は、予算成立後、限られた財源を基に、適正かつ平等に補助金を交付す るため、事業者からの申請内容に基づき、交付決定を行い、当該決定を受けた事業者 が補助事業を実施することを原則としています。 (UDタクシーを補助 対象とした補助金交 付要綱) また、事業者は、具体的にどの程度補助金が交付されるかを踏まえて、当該補助対象 事業の実施を決定することが一般的であるため、交付申請の事前の手続として、要望 調査を行い、事前に予算の配分の整理・内示を行っています。 地域公共交通確保 維持改善事業費補 助金交付要綱 訪日外国人 旅行者 受入環境整 備緊急対策事業費 補助金交付要綱 観光振興事業費補 助金交付要綱	現行制度	当該事業においては、交付決定の後、各事業者が補助事業に着手することを原則としていますが、交付申請の事前手続としての要望調査の実施時期を予算成立前に実施するなど早期の事業着手が可能となるよう改善を行なっているところです。可なお、令和2年度第三次補正予算においては、当該予算の閣議決定日である令和2年12月15日以降に事業着手されたものを補助対象とすることとしており、令和3年度内に登録された車両は全て補助対象となることから、提案の御趣旨を踏まえた対応が可能となっております。
624	令和3年3月4日	令和3年4月16日	小学校のフントで	行革に当たるかは分かりませんが、ランドセルの廃止を検討して頂きたい。 あんな重い鞄を持って毎日通学する子供達が可哀想。	・重過ぎる (子供の負担軽減を謳った軽量モデルが出るなど、ランドセルが重いという認識はある様ですが、そもそもランドセルを廃止すれば解決する。)・教育現場のデジタル化の妨げになっている。(ランドセルの存在意義としては、教科書の持ち運びの理由もあると思いますが、デジタル化すれば良い。)・高額過ぎる (子供に数万円のバッグを持たせる意味が分からない。ただの既得権益としか思えない。義務教育システムに入学するだけで、金銭的負担が大き過ぎる。A地点からB地点まで物を運ぶだけの鞄では無く、教育にお金を掛けられる環境を作るべき。)・皆同じ物を持つことによる集団心理。子供たちの個々の個性を育む大切さが囁かれている昨今で、逆行的。	個人	文部科学省	文部科学省においては、通学の際に用いるカバンを統一的に定めておらず、通学時のカバンをランドセルとするか否かも含め、通学の際に用いるカバンは各学校において適切に判断すべき事柄であると考えております。なお、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の保護者に対しては、入学時に必要となる費用について、市町村が就学援助を実施しております。その中で、生活保護に規定する「要保護者」については、経費の1/2を国が補助し、市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」については、市町村が単独で事業を実施しているところです。	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。
625	令和3年3月4日	令和3年3月26日	PTAIこついて	されていますが、これはPTA でやらなくてもよいのでは?こ の漢字テストは、個人でも受 験できるものです。このような	PTA未加入世帯の児童は、卒業証書を入れる筒を貰えない等あるため。 学校内で、貰える児童と貰えない児童がいたら、こどもたちがどう感じるか?教育的配慮に欠けるのでは?全国的にPTAはこのような運営なので、見直すべきです。住んでいる自治体に意見しても改善されないため、国からの指示を明確に示して欲しい。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
626	令和3年3月4日	令和3年3月26日	消防行政のスリム	全国に点在する726消防本部をトップダウンで警察同様に都道府県単位とする令和の大改革を実施して大規模災害に強い消防組織を誕生させてほしい。	全国に消防本部が大中小極小と様々な規模の消防本部が大多数存在することで、近年多発・広域化する激甚災害への備えが各種不足(連携不足、情報共有不足、指揮命令系統の確立不足、資器材の格差による不足、人員格差による不足、その他組織の大小による様々な弊害等)により後手に回っていると感じる。災害場所は消防本部の規模を選ばないので管轄エリアは広く指揮命令系統は少ない都道府県単位のスリムな消防組織作りが必要と感じる。消防本部数をスリム化することで、コストの削減、事務作業の効率アップに繋がる。	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。		

	所管省庁	回答				坦安			所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要
627	令和3年3月4日	令和3年4月16日	学校対応等苦情受付を文部科学省に設置する	学校対応110番を設置。	子供が担任から不審者と言われたり、怒鳴り散らされたりした挙げ句、心身症を患い不登校になってしまったため教育センターに相談したが、教師を守る言い方しかしない。当時の教頭はじめ、学校内の教師達からは厳しい視線を受け、うちが悪いことをしたかのような対応をされ続けた。教育委員会も特に問題にすることなく、スルーされた感じだった。子供が同じ教育委員会管轄の学校へ通っている以上、親は強くでれない。結局、転校することになった。学校や教育委員会で揉み消されることが多い現状を知った。 子供の不登校が増えている現状に教師が原因を作っていることは避けなければいけないと思う。当事者家族だけが追い込まれ辛い思いをすることがあってはいけない。	個人		文部科学省のホームページにおいて、文部科学省に関する御意見・お問合せ窓口を 設けています。			文部科学省ホームページに設けている「文部科学省に関する御意見・お問い合わせ窓口」において、生徒指導に関するものも含め施策の内容や当サイトで提供している情報等に対する御意見・御要望や御質問を受け付けています。
628	令和3年3月4日	令和3年3月26日		ただ、労基署へ通報するだけのものしかありません。 労基署は、会社側と労働者の仲裁の機能もなく、権限もなく、ただ、基準法違反の監督しかないのが実情です。 労働者は、結果、労働審判で解決するしか方法がありませ	労基署や、その上の労働局や厚労省の労働部局の人員や、物的な組織を改廃すれば、かなりの行政費が削減できると思います。 労基署は、司法警察権を有していますが、それが発揮されることはごく	個人	厚生労働省警察庁	番号324(1について)の回答を参照してください。			
629	令和3年3月4日	令和3年3月26日		国道、県道、市道、町道の穴やくぼみがあった場合、建設省国道工事事務所や県道路課、町の建設課等に連絡しているが、道路はこの道路が国管理か県管理かまで住民は知らない人が多い。 都道府県に1か所道路修繕に関する連絡先電話を設置してもらたい。	国道、県道、市道、町道がありそれぞれが管理している。 穴やくぼみ、傷みなどが放置されている。道路パトロールもしているよう だが、毎日利用している住民からの通報が大切だと思います。早期修繕 で交通事故防止になります。	個人	国土交通省	道路の管理は、道路法第13条、第15条、第16条にて国道の管理については国土交通 大臣又は都道府県、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道について はその路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。	道路法 第13条、第15条、 第16条	現行制度 下で対応可 能	「道路緊急ダイヤル‡9910」では道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状を全国共通電話番号‡9910で24時間受け付けています。 道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、上記電話番号に連絡することで道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図り、安全を確保してまいります。
630	令和3年3月4日	令和3年6月16日	日付の表記について	各種書類の日付欄に記入又 は表記されている日付の「年」 表記を和暦ではなく西暦に変 更・統一してほしい。	現在、手元に「平成34年」まで有効な運転免許証があります。この期限は「平成天皇陛下在位34年まで有効」となります。しかし、既にご退位されている状況で「在位34年」はあり得ないものとなりました。(昭和・平成改元当時も同じ)厳密論で言えば、「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」となります。 ゴールド免許の有効期間5年という期間は、陛下の在位年数とは関係ありません。また、その有効期限は国民(利用者)が各自で元号変換を行わなくてはならなく、国民に負担を強いています。 運転免許は更新の通知が来る為、リスクは低いですが、同様に利用期限のあるもの(市の施設の利用期限など)は、通知などが来ない為、失効してしまうものがあります。 このことから、陛下の在位年数と関係なく継続されるもの(「有効期間」など)は、一律「絶対値」(西暦)で表記すべきだと考えます。ただ、西暦と和暦の混在は混乱のもととなる為、特段の事情がない限り、全ての日付の記入・表記を西暦で統一すべきだと考えます。		警察庁	改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効なものとして使用することが可能です。 また、運転免許証の記載事項については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められており、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載	道路交通法施行規則(昭和35年総	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効な運転免許証として使用することが可能であり、改元に伴って当該運転免許証が「「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」」こととはなりません。また、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりますが、これは、平成30年に行った意見募集の結果も踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい表示とするために定められたものであることから、御理解ください。
631	令和3年3月4日	令和3年3月26日	自衛隊殉職者追 悼式について	日間防御駅日延停式に関係	政府主催行事として表記の行事は毎年防衛省本省にて実施されているが、式典支援要員として防衛省職員・自衛隊員ではない共済組合職員が駆り出されている。政府主催行事に公務員でない人間に支援依頼をするのはおかしいのではないか	個人	防衛省	自衛隊殉職隊員追悼式は、任務遂行中に不幸にして職に殉じた隊員を追悼するため、防衛大臣主催により、御遺族の方々、総理大臣、防衛大臣等が参列し、毎年、防衛省市ヶ谷地区において実施しています。 自衛隊殉職隊員追悼式における防衛省共済組合の職員の支援にあたっては、殉職隊員を追悼するために執り行う追悼式の目的は、「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」との共済組合の目的と共有するものであることから、防衛省から共済組合に対して支援依頼を実施しています。	国家公務員共済 組合法第1条	現行制度 下で対応可 能	制度の現状欄に記載のとおり、自衛隊殉職隊員追悼式の共済組合職員への支援依頼は、共済組合の目的に反するものではありませんが、支援依頼を実施する場合は、支援業務を実施することになる共済組合職員に対し、職員本人の業務の影響等をあらためて確認するなどして、適切な業務の配分に努めてまいりたいと考えています。

	所管省庁	回答	15-4-4-5			提案		所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
633	令和3年3月4日	令和3年3月26日	よるコストを踏まえた改革	は、情報公開に伴う人件費等の費用を適切に反映させる必要がある。具体的には、現状において請求者には一律30 0円と特定文書を受け取るための紙面コピー費用のみを求めている現状を改め、文書1	河野行革担当大臣が霞が関の残業時間の把握を各省に求めていることの背景は、霞が関の勤務環境がブラック化し、若手職員を中心に勤務を継続することに関する意欲が低下するとともに、職務に対する創意工夫を行う余地が低下していることへの懸念があると考えられる。この点、かかる懸念にアプローチするためには、単に残業時間を把握するのみならず、これの原因となっている実態を変えていくことが必要であるところ、長時間勤務の一つの大きな原因である情報公開請求への対応業務について、費用の適正な負担を請求者に求めることにより合理化し、職員の勤務環境を改善することが適当であると考えたところである。	個人	総務省	番号225(情報公開について)の回答を参照してください。		
634	令和3年3月4日	令和3年3月26日	帰化申請許可厳 格化希望	帰化人数データ(法務省:帰化 許可申請者数,帰化許可者 数及び帰化不許可者数の推 移)みています。	中国、韓国が8割占めています。インバウンドで日本に彼らが来て迷惑 どころでないルール守らないなど相当問題。 国民も怒っています。東京、大阪などの公営団地はチャイナタウンコリア タウン化。なぜ多大な税金を使って帰化、移民など受け入れないといけ ないのか?彼らはきちんと税金払ってますか? 日本人と結婚して(偽装)即離婚ってご存じ?武漢肺炎の結果分断され た日本国民をまず和を持って幸福度、平和度、安心度をあげてください。 日本独自の文化が壊されます。	個人	法務省	帰化の一般的な条件は、国籍法第5条に規定されているところ、帰化許可申請の審査においては、これらの条件の充足性のほか、国家利益の保護の観点から法務大臣の広範な裁量に基づく厳格な審査を行っているため、我が国における帰化の制度は、適正なものであると考えています。	現行制度 下で対応可 能] 制度の現状欄に記載のとおりです。
636	令和3年3月4日	令和3年6月16日	引越しに伴う自家用車の届け出に関して	住居を変更した際に発生する 自家用車に関わる届出の簡 易化を提案します。住民連 不を提け出ででは、 ででが組出力ができ、電子データ」「車庫は出力がでで「中タ」「車車をが出力がででがでいればと民票では、 ます。電子データ」「自動車税がは、 でデータ」がいまがでいればは、 でデータ」がいまがでいればは、 でデータ」が出がいまがいまがいませい。 はかりだと思います。	保管場所標章交付申請書を管轄警察署へ提出します。この書類が「車名」「型式」「車体番号」「自動車の大きさ」「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」「申請者の名前と住所」とほぼ同じ書類を2枚作成の上、提出します。その後、自動車保管場所証明書(車庫証明)を引き取ります。最寄りの役所で住民票を取り寄せ、管轄の陸運局へ持参。陸運局で	個人	国十六涌少	自動車保有関係手続については、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、 用した行政の推進保管場所証明、自動車諸税の納税)が必要となっており、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。 151号)第6条第1項	検討に着	現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、引っ越しの場合も含め、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。 また、OSSの更なる利便性向上のため、令和4年度中にマイナンバーカードに格納されている基本4情報を元に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)と情報連携し、住民票コードの記入や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。
637	令和3年3月4日	令和3年4月16日	豚熱対策におけ る野生イノシシの 感染抑止・清浄化	総合対策が必要である。 ・とくに生息地と養豚場の隔離については、冬の食料を人の間辺に残さない取り組みの必要性が指摘されている。 ・これらの対策には中長期的な戦略が必要であり、2~3年で担当者が異動する公務に動染まない。 ・野生イノシシの感染抑止を要要に対けるない。・	・国内で26年ぶりに発生した豚熱(CSF)の感染は、ウイルスに感染した豚由来の豚肉・豚肉製品が海外から何らかの形で違法に持ち込まれ、野生のイノシシに食されたことから始まったと推定されている。・専門家は、CSFの再清浄化には少なくとも10年、15年の期間を要すると見ており、この間、イノシシ感染域に所在する養豚場ではコスト要因となるCSFワクチンを打ち続けなければならない。・ここまでの事態に至った最大の要因は、野生イノシシへの感染を許し、有効なコントロールができないまま感染域を大きく拡大させてしまったことはまる。	一般社団 法人 日本養豚 協会	農林水産省環境省	農林水産省においては、 ①家畜伝染病予防法に基づく、豚熱の浸潤状況確認検査 ②「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に表するに要する特定。 ③経口ワクチン散布等の措置を講じており、環境省においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、野生イノシシの捕獲等の措置を講じているところです。 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防力が強力が増進に関する法律に基づく、野生イノシシの補獲等の措置を講じているところです。 場際の保護及び管理がびに対策の適正化に関する法律に基づ第四条第一項及び第六条 鳥獣の保護及び管理がびに対策の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第三項	現行制度 下で対応可 能	農林水産省と環境省が協力し、 ① I

		所管省庁	回答				坦家		所管省庁の	検討結果	
番	号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
63	8	令和3年3月4日	令和3年3月26日	厚労省から農水省に移行し、農場から食卓に至る 安全確保と検査の効率化および	場から食卓に至る食のの衛星に至る食物・安全に至る食物・安全の大変を表すると、では、大変を変化すると、では、大変を変化する。と、一、大変を変化が、大変を変化が、大変を変化が、大変を変化が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、大変を変が、など、大変を変が、なりを変が、大変を変が、なりを変が、なりを変が、な変が、なりを変が、なりな変を変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変を変が、なりを変がなりを変なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変がなりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変が、なりを変がなりを変なが、なりを変なりを変ななりを変なりを変がなりを変が、なりを変がなりを変がなりを変なりを変なりを変が、なりを変がなりを変なが、なりを変なりを変なりを変が、なりを変がなりを変がすり	・従って、これらへの対策には、生産現場における防疫・衛生・投薬管理に関わる行政指導と一体となった食の安全の監視が必要であり、そのためには食肉をめぐる農水行政と厚労行政の縦割りを除去することが、効	法人	厚生労働省農林水産省	食品安全基本法において、食品の安全性の確保は、必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないこと、国はそのための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、厚生労働省、農林水産省、食品安全基本法安全委員会などの関係行政機関は施策の策定に当たって緊密に連携しなければならないことを規定しています。その中でと畜検査制度を含む食肉の衛生規制は、と畜場法第1条、第14条、第19条、法及び食品衛生法に基づき、「公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること」という共通の目的を達成するため、公衆衛生の向上を任務とする厚生労働省において施策を行っています。と畜場法において、都道府県知事の行う検査を経た獣畜以外を解体してはならず、都別所は条及び治府県知事は当該検査を行わせると畜検査員を命ずることとしています、また、と畜場、規則第14条及び済度、也合作さいて、と畜検査員は獣医師であることを規定しています。と畜検査科は、地方自治法第227条に基づき、地方自治体が条例で定めています。と畜検査の対象疾病等は、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病及び届出伝染病、食品衛生法第16厚生労働省令で定める疾病並びに厚生労働省令で定める異常としています。都道府県等が行った検査の結果、廃棄等の措置が講じられた獣畜の頭数等は、「食肉検査等情報還元調査」により公表されています。	第 対応不可	厚生労働省と農林水産省は、食品安全基本法に基づき、食品供給行程の各段階において食品の安全性確保のため、緊密な連携を図りながら、それぞれの任務である公衆衛生の増進、食料の安定供給の確保の観点から施策を実施しています。この取組を引き続き進めることで、農場から食卓までの食品の一体的な安全性確保を図ることが可能です。と畜検査は、豚を含む獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識でもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、獣医師が行っています。近年のと畜頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による公的検査において、検査費用増に繋がるような大きな支障を生じている状況にはないと認識しています。なお、食鳥については処理施設の食鳥処理衛生管理者による検査補助ができるとしていますが、彼らを監督する獣医師である食鳥検査員の配置が必要であることに変わりありません。と畜検査手数料は、都道府県等が地域の状況を勘案しながら獣畜のと畜検査に係る経費を積算し、受益者負担の考え方に基づき、負担者と金額を決定していると承知しています。近年の養豚業界を取り巻く状況に大きな変化はなく、手数料の引き下げ等を実施すべき明確な必要性は生じていないと認識しています。近年の養豚業界を取り巻く状況に大きな変化はなく、手数料の引き下げ等を実施すべき明確な必要性は生じていないと認識しています。。なお、海外におけると畜検査員の身分や検査手数料の取扱いについては、各国の事情に応じて様々な運用がなされていると承知しています。と畜検査の対象疾病名は家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病等の疾病名と統一させており、検査結果に基づく廃棄等の措置は、主な疾病等ごとに「食肉検査等情報還元調査」により公表しています。また、都道府県等においても、検査結果を農場に還元する事業を行っているところがあると承知しています。
63	9 f	令和3年3月24日	令和3年7月7日	地方自治体や法務局、税の窓口機関の見直し	庁日を、水曜日と日曜日に変	国民の利便性の向上が図られる。 分散型勤務の一つである。 通勤ラッシュの解消につながる。	個人	内閣官房 人財法務省 総務省	(行政機関全般について) 国の行政機関は、法令等により、原則として月曜日から金曜日までを開庁としていますが、各行政分野の所管省庁の判断により、利用者の利便性の向上や行政需要等を踏まえて個別に変更することが可能となっています。 (税務署について) 税務署の開庁時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により月曜日から金曜日(祝日等を除きます。)の午前8時30分から午後5時までになっております。 税務署の開庁時1生・日曜・祝日等)は、通常、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は、税務署の時間外収受箱へ投函することにより提出できます。 なお、e-Taxによる電子申告や郵便又は信書便による送付いただくことで、税務署の閉庁日についても一部の手続きは可能となっております。 (法務局について) 法務局の開庁時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により、月曜日から金曜日(祝日等を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。 (地方自治体について) 地方公共団体の休日に対すシーン・申請や郵便又は信書便による送付により、直接窓口にお越しいただかなくてもほとんどの手続を行うことは可能となっております。 (地方自治体について) 地方公共団体の休日については昭和63年の地方自治法の一部改正により、原則として日曜日及び土曜日が休日とされているところですが、当該休日において地方公共団体の特定の機関が開庁することは可能であり、その可否は業務内容・性質・法令上の基準等に応じて執行機関の責任で決すべきものになります。 また、地方公務員の週休日(勤務時間を割り振らない日)は、原則として日曜日及び土曜日を週休日として条例で定めることとしておりますが、上記で記載しているとおり、特定の機関が地方公共団体の休日に開庁することを決定した場合には、所属職員の週休日や勤務時間の設定を適切に変更した上で、地方公共団体の休日において執務を行うことが可能です。	現行制度 下で対応可能 能	(行政機関全般について) (税務署について) (法務局について) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (地方自治体について) 現行制度では日曜日及び土曜日に閉庁することが原則となりますが、執務の内容等を鑑み、特定の機関について、地方自治体の判断により開庁をすることは可能と考えられます。
64	0 f	令和3年3月24日		日本学術会議の 行政改革につい て	今後標題の件について、行政 改革を行うとのことですが、ア カデミズムの良さ(政府からの 独立性や真理への探究)を壊 さないでほしい。一部では民 営化といった議論もあるが、 日本という国が知的探究や真 理への探究という学問に内在 する良さを大切にする国であ るようにしてほしい。	菅政権の改革がただの壊し屋になってほしくない。一部の国民には不安に感じている人もいるということを心にとめてほしい。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。		

	所管省庁	回答	15			提案		所管省庁の村	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
641	令和3年3月24日	令和3年4月16日	年末調整の提出書類の件	年末調整の提出書類をシンプルにしてほしい	毎年、年末調整の書類、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の書類を提出するが毎年のように書き方がわかりづらく、調べながら何とか記入しております。毎年同じであれば良いのですが、もちろんライフステージも毎年変わるので記入しながら、これで正しいのか、間違って追加徴税になるのではと心配しながら提出しております。提出部署に迷惑をかけてしまうこともあります。配偶者の給与所得が何万円以上だったら(それも秋ごろなので年間の所得を仮定で計算しなければならない、アルバイト、パートには難しいこともある)ここは記入するとか、色々と決まりがあったり、世帯主と配偶者、アルバイト収入のある子どもなどそれぞれが提出しなければならず、書き方も個々に違います。 色々な事情があるのではと思いますがシンプルに各世帯で1枚にまとめることは出来ないのでしょうか?家族それぞれの給料の総支給額をそのまま記入、加入している保険の金額は各保険会社からの書類をそのまま記入し、証拠としてその書類の提出その他の事情があるものは単純に〇×で記入し、その金額を記入するなど。(計算式などありますが、それは提出先(役所)で出来ませんか?個人の調整が出来る部分ではなく、決まった計算だと思うのですが)あと勉強不足もありますが言葉もわかりづらいものが多く、間違って記入してしまいそうです。 書き方を説明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要ない位、シンプルにしてほしいと思います。正しく、正直に申告したいのです。よろしくお願いします。	個人	財務省	年末調整において、扶養控除、配偶者控除又は保険料控除等の所得控除の適用を受けようとする居住者は、勤務先に対して、「給与所得者の扶養控除等申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の保険料控除申告書」を提出することとされており、これらの申告書には、配偶者の合計所得金額や保険料控除の金額などを記載することとされています。また、その勤務先は、これらの申告書に記載された事項を基に年末調整を行い、その給与の受給者について、その年中の給与に係る所得税の年税額を計算することとれています。なお、当該申告書等は税務署長から提出を求められた場合以外は税務署へ提出する必要はなく、勤務先が保管しておくことになっています。	検討を予定	所得税の計算は、所得者ごとに、各種所得控除の金額を計算する必要があり、年末調整においてはその所得控除の計算に必要な事項を記載した申告書(以下「年末調整申告書」といいます。)を、それぞれの所得者の勤務先に提出することとされています。国税庁ではこの年末調整申告書の作成等の負担を軽減する観点から、令和2年10月より年末調整申告書作成用ソフトウェア(以下「年調ソフト」といいます。)を提供しております。勤務先において年調ソフトで作成した年末調整申告書を受け付けていただけるのであれば、この年調ソフトをご利用いただくことにより、年末調整申告書への記入を簡便に行うことができるほか、控除額の計算を自動的に行うなど便利ですので、この年調ソフトの更なる普及に努めていきたいと考えております。なお、世帯で1枚の年末調整申告書を作成し、そこに各所得者の給与等の収入金額や加入している保険の情報等を記載することについては、一の所得者の所得税の計算において必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の勤務先に提供してしまうことが懸念されます。また、各勤務先において税額の計算や調整をする必要があるため、(納税者が計算等せずに控除証明書のみを勤務先に提出し)保険料控除の計算までも勤務先において行うという点については、勤務先の負担も考慮する必要があります。おって、年末調整申告書の書き方がわかりづらいという点につきましては、改善すべき事項の見直し等を引き続き行っていきたいと考えております。
642	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国、県、市町村事務の効率化について	国や県の市町村に向けた調査等の効率化を図っていただきたい。現在、国主導で基幹系システムの標準化を行っています。この標準化システムで、国や県に報告する内容ファイルで出力し、ファイルを提出したはよく、バックオフィス系(財務、人事給与等)のシステムにはなく、がかクオフィス系(財務、人事給与等)のシステムにはない。また、基幹系システムだけではなく、がかクオフィス系(財ムでは、人事給与等)のシステムにはなく、バックオフィス系(財ムアイルの自動出力化を行いていたの自動出力化を行いた。	自治体戦略2040の第二次報告にもあるように、今現在の事務を半数の職員で処理していくためには、いかにバックオフィス系の事務の効率化を図るか、いかに住民を窓口に来なくても済み、電話対応を減らしていくかが必要になってくる。後者については、マイナンバーカードの有効活用、市区町村が持つ基幹系システムの情報、医療情報、金融機関とマイナンバーの紐づけにより、効率化が図られてくるものと考えている。バックオフィスの効率化については、各自治体で取り組んでいることもあるが、国や県から市区町村に届く調査については、国の機関、地方自治体において、他の部署への情報提供依頼、情報収集、とりまとめ、集計、確認、決裁と事務手順や手続きが多い。また、国や県からは、同じような調査項目が、それぞれの担当部署の調査に含まれている事が多く、地方自治体では、何度も同じ内容を提出している上に、既存基幹系システムのデータをEXCELに転記して報告することが多い。また、報告の件数が多ければ多いほど、誤った数字等が贈られることも多い。このため、現在進めている標準化システムで報告用ファイルを作成し、提出するだけの仕組み構築をすることで、相互に事務を省くことができる。また、調査する側も取り込むだけで集計できる仕組みを構築すれば、間違うことなく調査を行うことができると考える。現在は、基幹系だけであるが、財務や人事給与においても、標準化を目指すか、提出ファイルの標準化を行うかもあわせて検討していただきたい。他、提出されたデータについては、国の機関においても共有化を図り、相互に重複した作業を省くようお願いをしたい。	個人	総務省	「デジタル・ガパメント実行計画」(令和2年12月25日 閣議決定)において、「住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。これを通じ、「(仮称) Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す」こととされています。	その他	デジタル・ガバメント実行計画においては、こうした標準化・共通化について、「目標時期を令和7年度(2025年度)」としているところであり、関係府省と連携して引き続き取組を進めてまいります。なお、総務省では現在検討を進めている住民記録システムの標準仕様においては、例えば、各都道府県で実施する独自の住民基本台帳関係の統計調査に対して、ノンカスタマイズで対応できるようにしています。
643	令和3年3月24日	令和3年5月24日	独立行政法人学 生支援機構 引き 落とし口座の変更 手続きが原始的	独立行政法人学生支援機構では、引き落とし平座のない書面でない。電話からの変越できません。電話からの郵送が必須となってい書面のの野送が必須となってい書面のの場合となっては書きとしていることできれないと言っととにしていることできなどにしていることできといるとにしていることできしたがありません。早急にネットから引き落としているようにするがあります。	ネットから受付できることで、利用者が引き落とし口座の登録を変更することができ、認可等取得期間の短縮。24時間受付ができるため利便性の向上。送られてきた書面の確認をして、入力する人員も不要になるためコスト削減。	個人	文部科学省	日本学生支援機構の実施する奨学金の返還口座の変更手続きは、金融機関において 口座開設時の届出印の押印による本人認証を必要としていること等の理由から紙で受 なし 付を行っております。	検討を予定	令和4年度以降、順次、インターネット環境での口座変更が実施できるよう、日本学生 支援機構で準備を進めていきます。
644	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議について	速やかに民営化することが望ましい	日本学術会議は、日本国内で軍事目的のための研究を否定しておきながら、中国科学技術協会との協力覚書を交わしている。東日本大震災時の復興増税や、レジ袋有料化など、愚策を提言している。今回、会員の任命拒否に異を唱えているが、それなら、政府から完全に独立し、任命権を手にしたらよい。 民営化すれば、10億円のコスト削減につながる。政府から独立すれば、海外のアカデミーのように、真に日本と日本国民のためになる提言をする機関に生まれ変われるかもしれない。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。		

	所管省庁	回答				提室		所管省庁の根	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
645	令和3年3月24日	令和3年8月18日	在日外国人を雇 用する地方自治 体があることにつ いて	での就職を可能としたり、岩手県では、警察官にも採用しているという。 地方自治は、外国人参政権につながる条例を作る動きもあり、国の在り方を変える非常に危険な判断であ	どの国の出身であろうが、在日外国人を採用すると言う事は、その人が上層部になればなるほど、さらに外国人採用を加速させる可能性があります。特に聞くところでは、生活保護は、日本国民に限られるにもかかわらず、これを支給している憲法違反の地方自治体があります。 外国人は同法のために、便宜を図りたいと思うものだという理解になるし、外国人に参政権を与えていないというのも、日本の政治は、日本人のためにあるからであり、地方自治体の運営も、それと同じ意味を持つはずです。即刻これを是正するようにしてください。これは、差別でもなんでもなく、当たり前のことです。	Ⅰ 個人	総務省 厚生労働省 警察庁	地方公共団体における外国籍職員の任用については、この平成17年最高裁判決において判示された基本原則を踏まえつつ、地域の実情に応じ、個々の職の職務内容を検討して各地方公共団体において具体的に決定されているところです。 ※「公権力行使等地方公務員」とは、「地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」をいいます。 【生活保護制度について】	いて】 現行制度 下で対応す 能 【生活保護	【地方公務員の外国人任用について】 つ 総務省としては、公務員に関する制度の現状欄の基本原則の範囲内において、日本国籍を有しない者の採用を行うよう、都道府県・市町村との会議の場などの機会も活用して、各地方公共団体に対して伝達をしているところです。 「 「 【生活保護制度について】 外国人は生活保護法による保護の対象ではありませんが、人道上の観点から行政措
646	令和3年3月24日	令和3年4月16日	連絡をウェブ対応 で	プリントは学校ホームページ やメール添付、学校連絡は メールなどにしてほしいと考え ています。	不登校の子供がいます。ずっとプリントや連絡帳など、近所のお子さんに持ってきて頂いていますが、お子さん達への負担や迷惑を考えるとこちらとしても苦痛です。 プリントを重要な物以外選択的でもウェブ対応にすれば、インク代、紙代のコスト削減になり、連絡帳の手渡しを廃止すれば学校側の電話代、子供達の負担軽減になります。	個人	文部科学省	番号515の回答を参照してください。		
647	令和3年3月24日	令和3年5月24日	民間審査機関の	開発行為の審査は現在、行 政しかできないが、この審査 を建築確認申請と同様に民間 の審査期間を活用して審査の 効率化を図るものとすること	また、これらの土質評価や擁壁構造関係の資料については民間の審査	個人	国土交通省	都市計画法の開発許可は、主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)に対して設けられている規制であり、建築行為を伴う開発行為を行う 場合には、開発許可に加え、建築物に対する規制として設けられている建築確認を受けることが必要です。	対応不可	都市計画法の開発許可制度では、良好な宅地水準の確保に加え、秩序ある市街地の 形成の実現を目的としていることから、周辺の状況や地域の実情に応じて判断する等 の一定の裁量をもって開発許可権者である地方公共団体が審査し、処分する必要が あり、建築確認のように裁量性のない基準に基づき指定確認検査機関に審査させ、処 分させることとは異なるため、都市計画法の開発許可を地方公共団体以外の者に審査 させ、処分させることは適当ではありません。
648	令和3年3月24日	令和3年7月7日	請事務センターの	所轄という考え方を廃止し、繁 忙ハローワークを閑散ハロー りワークが手伝うことで、無駄な 体制強化を行わなくても事務 処理日数の平準化を実現す る。	【現状の問題点】 雇用保険の電子申請を行った届出について、現状所轄のハローワークの担当が処理を行っているため、同じ種類の届出を行っても、所轄のハローワークによって処理日数に大幅な差が生じている。 例えば、春日部のハローワークでは、どの届出を出しても翌日までには公文書が取得できるのに、品川のハローワークでは資格取得届の公文書取得まで、約1カ月半程度かかっている。 【提案内容】 所轄という考え方をやめ、どこから出された申請でも処理していただくようにする 【期待される効果】 (1)処理日数の平準化 (2)現状、閑散ハロワークがある一方で、繁忙ハローワークが体制強化をはかっていると思いますが、閑散ハローワークの処理能力をうまく活用することで、繁忙ハローワークによる無駄な体制強化が不要となる(3)ハローワークごとの審査基準(いわゆるローカルルール)が統一される	個人		雇用保険に関する事務のうち、公共職業安定所長が行う事務は、失業等給付に関する事務等を除き、適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が行う えととしております。	現行制度下が	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所毎に届出をしていただいているため、安 可定所によって、届出件数等に差異が生じることはありますが、業務量に応じた人員配 置を行うことにより、処理日数の平等化に努めて参ります。
649	令和3年3月24日	令和3年5月24日	じ内容のサービス	一部施設のみ限定している サービス(登記事項証明書な ど)をどの施設でも受けられる ようにしてほしい。 1. 不動産関連(登記申請・登 記事項証明書など) 区・市などで管轄が決まって いる 2. 成年後見人の登記事項証 明書	現行システムが利用者の負担を考えていないからです。施設を限定しているため、不動産の登記を変更するために現地にわざわざ出向かなければならない。インターネットでの証明書発行も、PCに強くても、実際に動かすためには専門にやられている方(司法書士)でしか対応できないシステムになっています。一般人では利用できません。また、同じ法務局管轄にもかかわらず、縦割り行政のため、成年後見人の登記事項証明書を資料で提出しなければならない場合、同じ法務局内のデータをその場で確認できないため、わざわざ専門の施設で証明書を取得して提出しなければなりません。PC1台ですべてのデータを管理できればその場で終わります。経済的効果として、利用者が遠くまで移動しなくても、近くの出張所で気軽に法務局のサービスを一括で受けられるようになります。	個人	法務省	登記事項証明書の交付等の請求について、書面により請求書を登記所に提出する 方法とオンラインにより請求情報を登記所に提供する方法があり、書面による請求に ついては、郵送による請求も可能です。オンラインによる請求については、専用のアプリケーションをインストールすることなく、Webブラウザを利用してどなたでも登記事項 証明書の会社等の詩書をすることが可能です。	事実誤認 (提案2) 対応不可	(提案1) 制度の現状欄に記載のとおり管轄の登記所に出頭することなく申請等の手続をオンラインや郵送で行うことが可能です。 なお、オンラインによる手続については、より利用者に分かりやすいものとするなど、利便性の向上に努めてまいります。 (提案2) 各法務局・地方法務局の支局・出張所においても登記事項証明書の交付事務を行うことについては、利用者の利便性向上の観点等も踏まえつつ、慎重な検討を要するものと考えているところ、現時点においては、システム対応の可否や費用対効果を考慮すると、御提案に沿った窓口交付事務の拠点を拡大することは困難です。

	所管省庁	回答				提案		所管省庁の権	食討結果	
番号	への検討 要請日	取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	制度の現状 該当法令等	対応の 分類	対応の概要
650	令和3年3月24日	令和3年4月16日	を祝休日でも使え	ンできない仕様になっていま すので、これを出来れば利用 できるようにしてもらいたいで	文化芸術活動の継続支援事業で書類を用意するにあたって、e-Taxの確定申告をダウンロードしようとしたのですが連体で利用できず、手が止められてしまいました。 自分は自営業でも在宅中心と特殊なので平日まで待って、平日にログインしての提出が可能でしたが、普通に平日忙しくしている方ですと利用したい休日に利用できない方も多いかと思いました。 今回に関しては募集期間も限られていましたし、早い者勝ちでもありましたのでなるべく早く確定申告の書類をダウンロードして提出したかったのですがそれもかなわず焦りが強くありました。 オンラインの強みは24時間体制だと思いますので何卒よろしくお願いいたします。	個人	財務省	現状のe-Taxの利用可能時間は、次のとおりとなっております。 【所得税等の確定申告期】 ・全日24時間(土日祝日等を含む) (メンテナンス時間を除く) 【確定申告期以外】 ・月〜金 24時間 (休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始) ・毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分〜24時 (休祝日及び12月29日〜1月3日を除く) (メンテナンス時間を除く)	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、e-Taxについては、ニーズの高い所得税等の確定申告期には、土日祝日等を含めて24時間、利用が可能となっております。 更なるe-Taxの利用可能時間の拡大に向けては、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。
651	令和3年3月24日	令和3年4月16日	PTA費の徴収方 法について		保護者と教員(特に管理職)の負担軽減と、生活保護家庭や就学援助家庭の個人情報が漏れる可能性をなくすため。(生活保護や就学援助は実費負担がないため、徴収しなくて良い=どこの家庭が保護家庭か容易に露呈している現状がある。)	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
652	令和3年3月24日	令和3年5月24日	校へ、教員を地方	柱城のため、地ガム物員と子 校へ配置して、業務にあたら せる。 また教員も、指導に向いてい	教員を教育業務に専念させ、それ以外の、教員免許の必要のない業務は、管轄する地方自治体の職員をあてる。それにより、教員の負担を軽減し、働き方改革、教育の充実をはかる。また、不適格な教員は教育業務から外し、地方自治体の職員として、非学校業務に従事させる。(※)教員の働き方からみた、教育改革を行う。 ※女性のスカートの中を盗撮し、逮捕された教員が、停職から復帰する際、異動先の学校の保護者らからの抗議により、異動が取り消された事例がある。そういった教員を、教職以外の業務にあたらせることができるようにすべきだと思う。	個人	文部科学省	教員を含む地方公務員の人事異動・人事配置については、関係法令等を踏まえ、各教 育委員会等の権限と責任において適切に御対応いただいているところです。 地方公務員法	現行制度 下で対応可能] 制度の現状欄に記載のとおりです。
653	令和3年3月24日	令和3年5月24日	学校図書館の バーコードシステ ム化	して貸出返却している学校図	学校図書館担当の日々の業務負担軽減はもちろんのこと、バーコードシステム化すれば公共図書館や他校の図書館とも資料収集・貸借で連携がスムーズになる。 また、利用者である児童生徒も学校HPから蔵書検索・貸出の不可否の確認や予約ができれば学校図書館内での密を回避する一つの手立てになる。少ない休み時間を有効利用できる。 さらに、カード手書き方式だと誰が何を借りているか、他の児童生徒が容易に分かってしまえるが、バーコードシステムなら貸出情報は管理する司書や学校図書館担当者だけなので、個人情報も守りやすくなる。	個人	文部科学省	学校図書館における情報メディア機器の整備状況については、「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度)」結果によると、バーコードシステムの導入など図書館資料の管理等のための情報機器を活用している学校は約4割となっています。	現行制度 下で対応可 能	文部科学省としては、「学校図書館ガイドライン」に記載されている、 ・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。 ・地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。などの周知を行うことにより、学校図書館の情報機器の整備について促してまいります。
654	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のPTAを廃 止してください	PTA会費で学校の備品を買うために存続しているので行政から学校に必要なお金を出してくださいそうすればPTAは廃止できます	ダンボール回収	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。		
655	令和3年3月24日	令和3年5月24日	在外公館での戸 籍発行業務につ いて	海外在住者が自身の戸籍謄本(抄本)を在外公館でも取得または取得手続きができるようにしてほしい。	現在海外在住者が自身の戸籍謄本を取得する必要がある場合、日本国内の役所での手続きが必要である。つまり、そのために帰国するのが困難な場合、日本にいる家族等代理人に委任して手続きをしてもらうことになる。これが在外公館で手続きから取得まで、または本籍地の役所へオンライン申請をして在外公館で受け取るなどができれば、日本からの郵送を待つことなく(メキシコ在住ですが、現地の郵便事情は良いとは言えず、また追跡結果も信用できず予定通りに到着することはほぼありません)、また代理手続きをしてもらう必要もなくなる。個人的なことではありますが、私は一人っ子で母は他界しており日本の家族は高齢の父しかおりませんので、現地で自分で取得することができればコストや委任状等の手間が省けることになる。戸籍が必要な場合というのは、海外在住者の場合ほとんどが在外公館での手続きであるので、戸籍の取得もできればなおスムーズである。婚姻届けや出生届は在外公館に提出するだけで日本の戸籍に反映されるのだから、理論上は可能なのでは?と考える。日本ではマイナンバーカードの取得等が条件とはなるものの、コンビニでも取得可能になってきているので、セキュリティの問題等あるのかもしれませんが海外在住者についてもアクセスしやすくなることを願います。	個人	法務省 外務省	【外務省】	【从数少】	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。 【外務省】 在外公館における戸籍の届出や証明申請手続等において、今後、戸籍謄(抄)本の添付を不要とするよう関係省庁とも連携し検討を進めてまいります。